

令和三年秋田県議会第二回定例会会議録

第二号

議事日程第二号

令和三年九月十六日(木曜日)

午前十時開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

一 番 小野 一 彦
 二 番 松田 豊 臣
 三 番 鳥井 修 修
 四 番 瓜生 望 望
 五 番 島田 薫 薫
 六 番 宇佐見 康 人
 七 番 住谷 達 達
 八 番 児玉 政 明
 九 番 薄井 司 司
 十 番 加賀屋 千鶴子
 十一 番 吉方 清 彦
 十二 番 小山 緑 郎
 十三 番 鈴木 真 実
 十四 番 佐々木 雄 太
 十五 番 杉本 俊 比古
 十六 番 鈴木 健 太
 十七 番 加藤 正 晃
 十八 番 佐藤 正 晃
 十九 番 佐藤 正 一 郎
 二十 番 三浦 茂 人
 二十一 番 佐藤 信 喜
 二十二 番 今川 雄 策
 二十三 番 高橋 武 浩
 二十四 番 石下 博 英
 二十五 番 竹下 博 英
 二十六 番 竹下 博 英
 二十七 番 石川 ひとみ
 二十八 番 石田 寛 洋

二 番 松田 豊 臣
 三 番 瓜生 望 望
 四 番 宇佐見 康 人
 五 番 児玉 政 明
 六 番 加賀屋 千鶴子
 七 番 小山 緑 郎
 八 番 佐々木 雄 太
 九 番 鈴木 健 太
 十 番 佐藤 正 晃
 十一 番 三浦 茂 人
 十二 番 今川 雄 策
 十三 番 高橋 武 浩
 十四 番 石下 博 英
 十五 番 竹下 博 英
 十六 番 竹下 博 英
 十七 番 石川 ひとみ
 十八 番 石田 寛 洋
 十九 番 東海林 洋

一 番 小野 一 彦
 二 番 松田 豊 臣
 三 番 鳥井 修 修
 四 番 瓜生 望 望
 五 番 島田 薫 薫
 六 番 宇佐見 康 人
 七 番 住谷 達 達
 八 番 児玉 政 明
 九 番 薄井 司 司
 十 番 加賀屋 千鶴子
 十一 番 吉方 清 彦
 十二 番 小山 緑 郎
 十三 番 鈴木 真 実
 十四 番 佐々木 雄 太
 十五 番 杉本 俊 比古
 十六 番 鈴木 健 太
 十七 番 加藤 正 晃
 十八 番 佐藤 正 晃
 十九 番 佐藤 正 一 郎
 二十 番 三浦 茂 人
 二十一 番 佐藤 信 喜
 二十二 番 今川 雄 策
 二十三 番 高橋 武 浩
 二十四 番 石下 博 英
 二十五 番 竹下 博 英
 二十六 番 竹下 博 英
 二十七 番 石川 ひとみ
 二十八 番 石田 寛 洋
 二十九 番 東海林 洋
 三十 番 石川 ひとみ
 三十一 番 石田 寛 洋
 三十二 番 東海林 洋
 三十三 番 石川 ひとみ
 三十四 番 石田 寛 洋

一 番 小野 一 彦
 二 番 松田 豊 臣
 三 番 鳥井 修 修
 四 番 瓜生 望 望
 五 番 島田 薫 薫
 六 番 宇佐見 康 人
 七 番 住谷 達 達
 八 番 児玉 政 明
 九 番 薄井 司 司
 十 番 加賀屋 千鶴子
 十一 番 吉方 清 彦
 十二 番 小山 緑 郎
 十三 番 鈴木 真 実
 十四 番 佐々木 雄 太
 十五 番 杉本 俊 比古
 十六 番 鈴木 健 太
 十七 番 加藤 正 晃
 十八 番 佐藤 正 晃
 十九 番 佐藤 正 一 郎
 二十 番 三浦 茂 人
 二十一 番 佐藤 信 喜
 二十二 番 今川 雄 策
 二十三 番 高橋 武 浩
 二十四 番 石下 博 英
 二十五 番 竹下 博 英
 二十六 番 竹下 博 英
 二十七 番 石川 ひとみ
 二十八 番 石田 寛 洋
 二十九 番 東海林 洋
 三十 番 石川 ひとみ
 三十一 番 石田 寛 洋
 三十二 番 東海林 洋
 三十三 番 石川 ひとみ
 三十四 番 石田 寛 洋

三十番 渡部 英 治
 三十一番 原 幸 子
 三十二番 藤 健 一 郎
 三十三番 近 藤 健 一 郎
 三十四番 加藤 敏 一
 三十五番 佐藤 賢 一 郎
 三十六番 三浦 英 一
 三十七番 三浦 英 一
 三十八番 土谷 勝 悦
 三十九番 鈴木 洋 一
 四十番 柴田 正 敏
 四十一番 川口 康 一
 四十二番 鶴田 有 司
 四十三番 北林 康 司
 三十四番 加藤 敏 一
 三十五番 佐藤 賢 一 郎
 三十六番 三浦 英 一
 三十七番 三浦 英 一
 三十八番 土谷 勝 悦
 三十九番 鈴木 洋 一
 四十番 柴田 正 敏
 四十一番 川口 康 一
 四十二番 鶴田 有 司
 四十三番 北林 康 司
 三十四番 加藤 敏 一
 三十五番 佐藤 賢 一 郎
 三十六番 三浦 英 一
 三十七番 三浦 英 一
 三十八番 土谷 勝 悦
 三十九番 鈴木 洋 一
 四十番 柴田 正 敏
 四十一番 川口 康 一
 四十二番 鶴田 有 司
 四十三番 北林 康 司
 三十四番 加藤 敏 一
 三十五番 佐藤 賢 一 郎
 三十六番 三浦 英 一
 三十七番 三浦 英 一
 三十八番 土谷 勝 悦
 三十九番 鈴木 洋 一
 四十番 柴田 正 敏
 四十一番 川口 康 一
 四十二番 鶴田 有 司
 四十三番 北林 康 司

三十一番 原 幸 子
 三十二番 藤 健 一 郎
 三十三番 近 藤 健 一 郎
 三十四番 加藤 敏 一
 三十五番 佐藤 賢 一 郎
 三十六番 三浦 英 一
 三十七番 三浦 英 一
 三十八番 土谷 勝 悦
 三十九番 鈴木 洋 一
 四十番 柴田 正 敏
 四十一番 川口 康 一
 四十二番 鶴田 有 司
 四十三番 北林 康 司
 三十四番 加藤 敏 一
 三十五番 佐藤 賢 一 郎
 三十六番 三浦 英 一
 三十七番 三浦 英 一
 三十八番 土谷 勝 悦
 三十九番 鈴木 洋 一
 四十番 柴田 正 敏
 四十一番 川口 康 一
 四十二番 鶴田 有 司
 四十三番 北林 康 司
 三十四番 加藤 敏 一
 三十五番 佐藤 賢 一 郎
 三十六番 三浦 英 一
 三十七番 三浦 英 一
 三十八番 土谷 勝 悦
 三十九番 鈴木 洋 一
 四十番 柴田 正 敏
 四十一番 川口 康 一
 四十二番 鶴田 有 司
 四十三番 北林 康 司

三十七番	三浦英一	三十八番	土谷勝悦
三十九番	鈴木洋一	四十番	柴田正敏
四十一番	川口一	四十二番	鶴田有司
四十三番	北林康司		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	佐竹敬久
副知事	神部秀行
副知事	猿田和三
理事	陶山さなえ
総務部長	松本欣也
総務部危機管理監(兼) 広報報監	土田元
企画振興部長	鶴田嘉裕
あきた未来創造部長	小野正則
観光文化スポーツ部長	嘉藤正和
健康福祉部長	佐々木薫
生活環境部長	柳田高人
農林水産部長	佐藤幸盛
産業労働部長	佐藤徹
建設部長	佐藤秀治

会計管理者(兼) 出納局長	奈良聡
財政課長	村田詠吾
教育委員会教育長	安田浩幸
警察本部長	久田誠

●議長(柴田正敏議員) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長報告 (朗読省略)

一、九月十五日、知事から政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況に関する報告があり、本日、各議員に配付した。

政策等の評価の実施状況及び評価結果の
政策等への反映状況に関する報告書

登載省略

●議長(柴田正敏議員) 日程第一、一般質問を行います。

三十四番加藤鉦一議員、三十七番三浦英一議員、二十三番高橋武浩議員、九番薄井司議員、十三番鈴木真実議員、十一番吉方清彦議員、八番児玉政明議員、四番瓜生望議員、十番加賀屋千鶴子議員、一番小野一彦議員、以上の十名から一般質問主意書が提出されております。

本日は、三十四番加藤鉦一議員、三十七番三浦英一議員、二十三番高橋武浩議員、九番薄井司議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。まず、三十四番加藤議員の発言を許します。

【三十四番（加藤鉦一議員）登壇】（拍手）

●三十四番（加藤鉦一議員） おはようございます。自民党会派の加藤鉦一でございます。しばらくぶりですが一般質問に立たせていただきました。どうぞよろしくお願いをいたします。

まずはじめに、コロナ後を見据えた人口減少対策について伺います。

我が国の人口は二〇〇八年をピークに減少に転じて以降、その速度は多くの国民の想定を超えて加速し、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴い、今後さらに急減する兆候を示しております。出生数は二〇一六年に百万人を切つて以降、右肩下がりで減少を続け、二〇一九年には八十六万人と、統計開始以降初めて九十万人を割り、今後も出産を控える動きが続けば、二〇二二年は七十万人割れが視野に入るとの報道もあります。一方で、死亡数は増加を続け、二〇一九年には百三十八万人台になり、その結果、総人口は前年より約二十八万人減少し、減少数は年々拡大をしております。

こうした中、感染症の拡大はさらに大きな変化をもたらしました。コロナ禍が残した最大の爪痕は、少子高齢化とそれに伴う人口減少の加速であり、一過性の変化とはいかない深刻な問題をはらんでいます。

それはまず、婚姻数の激減という形で始まっております。厚生労働省の人口動態統計によると、二〇二〇年の婚姻数は戦後最少の約五十二万五千組で、前年から二・三％減少しております。婚姻数の落ち込みは出生数の減少に直結します。出生数の減少の流れは二〇二一年も続いており、人口動態調査の速報によれば、一月から三月を「コロナ前」の二〇二〇年と比べてみると、驚くことに九・二％も下落しています。このようなペースが続けば、二〇二一年の年間出生数は大きく落ち込み、二〇二二年は少子化が従来の想定より四半世紀も前倒しされる可能性も現実味を帯びてきます。

また、予想を超えて大きく減少しているのが妊娠届出数であります。感染拡大により妊娠を控える動きが広まったためと考えられますが、これは翌年の出生数の減少をもたらし、少子化を急激に加速させます。近い将来、合計特殊出生率が人口規模を維持できる二・〇七に回復したとしても、母親になり得る女性の数が減少を続けるため、人口は今後も減り続け、底を打つのは数十年後になるとの予測もあります。

我が国の人口減少は目に見える形で今後も間違いなく進んでいきます。国は、地方への人の流れをつくるため、二〇一五年度から移住促進や雇用創出に取り組んできましたが、その間も地方では若者の県外流出が続き、コロナ禍の打撃も合わさって地方経済は大きく疲弊し、地方は依然として成果が見えない地方創生にジレンマを抱えながら取り組んでいるのが実態であります。知事には、こうした地方の実情を様々な機会を捉えて発信し、地方の切実な声として国にしっかりと届けていただきたいと思っております。

そこで伺いますが、知事は、国のこの地方創生の取組をどう評価しておられるのか。また、こうした地方の現実を国に対しどのように訴え、そして今後どのような対策を求めていかれるのか、知事の御所見をお聞かせください。

このコロナ禍で明らかになったのは、人口密集地域での感染拡大に歯止めがかからず、これが地方に波及することで住民生活への影響や地域経済の停滞が長期化するという、東京圏一極集中の弊害であります。

こうした中、地方への移住や機能分散への関心が高まっております。総務省が発表した住民基本台帳人口移動報告によると、二〇二〇年度の東京都の転入超過は七千五百三十七人と、二〇一九年度の八万三千四百五十五人から約九割減少しました。感染拡大やテレワークの普及を受け、地元志向が高まったことが背景にあるとされています。しかし、埼玉・千葉・神奈川を加えた東京圏全体では七万五千三百五十人の転入超過で、前年度の十四万九千七百七十九人からは半減したものの、依然として地

方から首都圏への人口流出に歯止めがかかりません。さらには、東京都からの転出先もその近郊が多く、本来の意味での地方回帰にはつながっていないのが実態です。最近では報道等で「テレワーク疲れ」という言葉を耳にする機会も増えました。今後、ワクチン接種が進み、元の日常が戻れば、再び東京圏への集中が加速する可能性があります。

新型コロナウイルスの感染拡大が始まってから一年余りが経過しましたが、この間の本県の地方創生関連施策の成果や課題に関する認識と、今後の取組の方向性について、あきた未来創造部長にお聞きします。

我々はこれまで、人口が長期的に増え、国内総生産が拡大することが繁栄につながると信じて努力してきました。しかしながら、少子高齢化という時代の趨勢はもはや回避できない現実として立ちほだかり、また、東京一極集中で地方の人口流出に歯止めがかからない今の社会構造を見れば、これまでと同じ社会経済システムのもとで、これからも拡大を続けることは極めて難しいと思います。

地方の人口減少がもたらす問題にどう対処していくか、それに真正面から取り組んだのが総務省の「自治体戦略二〇四〇構想研究会」であります。二〇一八年にこの研究会が報告書を出していますが、その内容は相当ショックなものであります。

高齢者人口がピークを迎える二〇四〇年頃には、地方を中心に、およそ二五%の自治体で人口が半分程度まで減少し、行政機能を維持できない自治体が出てくると指摘した上で、我が国の内政上の危機として、一つは、若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏、二つ目が標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全、三つ目がスポンジ化する都市と朽ち果てるインフラの三つを挙げています。役所の文書としては異例の暗い言葉で、直面している我が国の地域社会の問題の深刻さを描き出しております。そして報告書は、この危機を乗り越え、自治体が住民サービスを持続可能な形で提供し続けられるよう、隣り合う自治体同士が共同で医療・介護サービスや公共施設の整備・維持

管理を行うなど、新たな自治体行政の制度設計が必要と述べています。

一方で、県内を見回すと、散見されるシャッター街などに地方の衰退を感じることはあっても、行政サービスはもちろん、医療、福祉、生活の基盤となるサービスの存続については、それほどせつぱ詰まった危機感はないように感じます。右肩上がりの発想をリセットし、人口減少下での繁栄を目指す新たな在り方は、その負担を誰が負うのか、今後必要となる介護労働は誰が担うのか、多くの国民は問題の重要性は認識しているものの、容易に解決策が展望できないゆえに、表舞台では論じられてないような気がします。

従来 of 発想、従来の仕組みにしがみついている限り、厳しい状況が進むことは論を待たないと思います。人口増加を前提としたこれまでの延長線上での対応にとどまることなく、まさに内政上の危機として指摘された現状認識を踏まえた対応が本県には必要と考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、賃金水準の向上について伺います。

六月議会で知事は、都市部との賃金格差が若年層の人口流出の大きな要因となっていると指摘し、今後の重点的な取組として、生産性を高め県民所得の一層の向上を目指すとしております。さらに、医療や農業、観光などの分野で新たなモデルづくりを進めるため、DX実現による地域課題の解決と産業の活性化の方針も示されております。

世界的に見れば、日本とEU二十七か国を比較しても、大企業の実産性はそれほど変わらないものの、日本の場合は、中小企業は大企業の半分程度の生産性しかなく、日本の労働生産性の低さが数字として表れております。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、日本は二〇六〇年までに生産年齢人口が二〇一五年に比べて約三千万人減少すると試算されております。経済成長は人口増加と生産性の向上で可能になります。人口が増えない我が国では、生産性の向上が必要だということですが、人口が増えない我が国では、生産性の向上が必要だということとは理解できませんが、そう簡単なことではありません。それぞれ

の会社が底力を発揮し、強い中小企業を目指すことで問題を解決すべきだとか、汗をかきながら創意工夫し、努力して雇用を守っている企業は尊重しなければならぬなどの声もありますが、新たな県政プランに「賃金水準の向上」を盛り込む方針が示されたことは、大変意義のあるものと考えます。

とはいえ、賃金水準の向上は一朝一夕に解決できる問題ではありません。企業に対し単に働きかけをしても容易に上げられるものでもなく、淘汰につながる可能性もあります。事業継承できず困っている中小企業が、M&Aで規模拡大や経営転換が必要といっても、ただ数を減ずれば解決する話でもありません。そのためにも、企業側の理解と協力を得ること、そして付加価値生産性の高い産業構造への転換を県として強力に推進する取組が重要と考えます。知事は今後、県内企業に対し、どのように説明を行い理解を得ていくのか。そして、具体的にどのような取組を通じて県内企業の生産性を高め、そこで働く方々の賃金の向上に結びつけていくお考えか、御所見をお伺いします。

次に、DXの推進とデジタル人材の確保・育成について伺います。まず、DXの推進についてであります。

国は、デジタル化の恩恵が全ての国民に行き渡る社会の構築を目指し、デジタル社会形成の司令塔であるデジタル庁を核にデジタル基盤整備を加速し、官民一体となってDXの加速に取り組むとしています。

DXが期待を集めるのは、省力化や収益の向上が経済成長につながるだけでなく、人口減少対策としても極めて有効と言われているからであります。例えば、他県のある自治体では、高齢者でも利用しやすいよう、テレビ画面で商品を注文し、ドローンでデリバリーを行うサービスを官民連携で取り組んでいる例もあります。本県でも、この四月にDXセンターを設置し、官民一体でDX推進に取り組むとしており、この取組がいち早く成功し、人口減少問題克服のバイオニアとなることを大いに期待するところであります。しかしながら、現状では多くの人はDXとい

う言葉になじみがなく、将来像がイメージできないという県民も少なくありません。

そこで伺います。知事は、本県のDX推進に向けた戦略をどう考え、今後の施策にどう取り組んでいかれるのか。そして、それが県民生活や県内企業をどのように変えると認識しておられるのか、御所見をお聞かせください。

次に、デジタル人材の確保・育成についてであります。AIやロボット、IoTなどの技術が急速に進展し、近年は、社会生活のあらゆる場面で先端技術が日常的に使われております。世界中の人々がネットワークでつながる情報社会の時代から、IoTで全ての人とモノがつながり、知識や情報が共有され、新しい価値を生み出す、そして、AIにより必要な情報が必要な時に提供される未来社会「Society 5.0」の実現に向けて、国は様々な施策を打ち出しております。

デジタル社会の基盤整備を加速化し、DXを成功に導くためには、専門性の高いデジタル人材が必要になります。しかしながら、日本ではそうした人材が圧倒的に少ないのが実情であります。全国的にデジタル人材不足が課題となっている現状では、優れた専門性を持ち、発想豊かなデジタル人材を県内でいかに確保・育成していくのか、そして、人材不足はデジタル人材の流動性を低下させ、情報関連産業への偏在を生じると言われる中、スキルを持った人材のマッチングにどう取り組むのかといった点も、今後重要になるのではないのでしょうか。

そこで伺います。知事は、県内のデジタル人材の現状をどう認識され、そして、人材の偏在化といった課題があることも踏まえ、今後、県内におけるデジタル人材の確保・育成にどのように取り組んでいくおつもりか、御所見をお聞かせください。

そして、情報化の急速な進展は、社会の在り方そのものを劇的に変え、将来予測が難しい社会の到来をもたらします。この社会で生きていく子供たちにとって、情報技術の活用能力は極めて重要になってきます。国

は、「GIGAスクール構想」を打ち出し、小中学校における一人一台端末の整備を進めました。また、県も、全ての県立高等学校でICT環境の整備を終えております。昨年三月に策定された「第三期あきたの教育振興に関する基本計画」では、ICT利活用について、情報を受け身で捉えるのではなく、何が重要かを主体的に考え、得た情報をもとに他者と協議し、新たな価値を創造していく力が必要とされています。

本県は、教育におけるICT活用が全国と比べても進んではないと言われる中で、学校現場では、今、試行錯誤を重ね、様々な形でICTを活用した授業改善が行われております。そうした取組も踏まえ、県は、今後児童生徒のICT活用能力をどう育成し、次代を担うデジタル人材の育成に貢献していくつもりか、教育長にお伺いします。

次に、洋上風力発電について伺います。

地球温暖化を背景に、脱炭素社会の実現を目指す動きが世界中で活発化しております。政府は二〇五〇年までに温室効果ガス排出の実質ゼロを表明し、二〇三〇年度に二〇一三年度比で四六％削減する目標を掲げております。目標達成の「切り札」と位置づけられているのが再生可能エネルギーの活用であり、太陽光発電とともに主役とされるのが洋上風力です。二〇四〇年までに原子力発電所四十五基分相当のプロジェクト認定を目指すとしており、再生可能エネルギーの拡大により、脱炭素化に向けた産業変革を日本全体の経済成長につなげる「グリーン成長戦略」を打ち出しております。二〇一九年には洋上風力を本格化させる法整備も進み、資源に恵まれた本県は、再生可能エネルギー電力を県外にも供給できる立場にあります。現在、港湾区域での建設が進み、風が良好な東北・北海道と消費地をつなぐ送電網の整備も検討が本格化してきております。

洋上風力については、今後進む一般海域においては、我が国の領海である十二カイリまでの水深三十メートルの深さの海域を主たる建設場所としていますが、さらに深い十二カイリまでの建設について、知事は六

月議会の総括審査で、浮体式の洋上発電にも言及しております。浮体式の設置の事業化を進めるため、水深三十メートルより深い十二カイリまでの海域での発電についても調査を行う必要があるのではないかと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

一般に水深が五十メートル以上になると、採算性などの問題から浮体式が採用されるようです。浮体式の風車は実証実験段階で、大規模な商用化の事例はまだないようですが、海外では実用段階に入っております。スコットランド沖では約一万五千平方キロメートルに洋上風力を開発する計画で、このうち約七割が浮体式になるとのことです。国内でも長崎県五島市沖での浮体式が国の公募する洋上風力発電プロジェクトの実施事業に選ばれております。

政府が目標とする二〇四〇年の最大四千万キロワットプロジェクト認定には、浮体式の技術確立は不可欠であり、政府は、脱炭素化に取り組む企業を支援する二兆円の基金から、このたび浮体式の実証事業に八百五十億円を配分する方針を示されております。十二カイリをフルに活用することで、日本は洋上風力業界で先頭ランナーとなり、アジアへの輸出も視野に入るとも言われています。その拠点として、秋田は大きな役割を果たすことができ、また、県内経済にも大きなメリットがあると考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、アフターコロナの観光振興について伺います。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行によって社会が大きく変化し、マスクやアルコール消毒、ソーシャルディスタンスなど、新しい生活様式がすっかり定着しました。テレワークなどが普及し、在宅勤務もある程度珍しいことではなくなってきました。全てがコロナ禍以前に戻るには相当の時間がかかると思います。いずれワクチン接種が進み、マスクなしで気兼ねなく外出できる日常が戻ることにできれば、これまで抑えられてきたインバウンド需要が一気に増えると思えます。

本県は、全国的なインバウンド需要に比べて、外国人観光客はそれほ

ど多くはなかったわけですが、国内全体では、オリンピック・パラリンピックの無観客開催などにより、関係業界は大きな打撃を受けており、本県にも少なからず影響があると思われまます。

こうした中、県は今後の本県観光が目指す姿を示すため、今年度、新たに「観光振興ビジョン」を策定し、今後四年間で様々な施策を打ち出すとしております。本県にとって観光は今後も主要な産業の一つとなり、観光需要を取り込むことが本県経済の活性化に大きな効果をもたらすこととは間違いありません。

そこで伺います。今後の本県の観光振興に向けて、コロナ収束後を見据えた国内外への情報発信を今からしっかりと行うとともに、新しいニーズや切り口も取り込みながら、観光客の満足度の向上につながるよう、受入態勢の強化を図っていくことが肝要と考えますが、今後の本県の観光振興、インバウンド対策について、知事の御所見をお聞かせください。

何度でも訪れたい秋田、そして旅先での交流についても、ただ泊まるだけではなく、自然体験や地元文化に触れる機会を設けることも必要であります。豊かな自然や食、祭りなど、本県にはブランド力を持つ魅力的な地域資源が豊富にあります。残念ながら認知度となるといま一つになってしまいます。

観光振興ビジョンの策定に当たっては、観光業界の関係者も参加した意見交換を行っておりますが、ここでは、地域活動や文化・歴史に触れたい、知りたいといった取組は、農政、移住交流、教育委員会などの行政の縦割りを超えて連携して行うことで観光政策がより生きるのではないかと、こうした様々な観光施策の推進は、県の各部署も連携して取り組んでほしいなどの意見があったようです。

そこで伺います。本県の地域資源が魅力的であるにもかかわらず、認知度が低い要因がどこにあるのか。そして、今後、庁内の部局や市町村とも連携をとりながら、認知度の向上と観光施策の推進にどのように取

り組み、本県の観光振興につなげていくおつもりか、観光文化スポーツ部長の見解をお聞かせください。

観光地域づくりのかじ取り役として、観光地全体のマネジメントを行う観光地域づくり法人、DMOがあり、二〇一五年には観光庁への登録制度が開始されました。DMOは、その役割や目的、対象エリアによって「広域連携DMO」、あるいは「地域連携DMO」、「地域DMO」に分類されておりますが、それぞれがデータ分析に基づくマーケティングを通じて、ターゲットの選定や地域プロモーション等の事業を展開することが特徴であります。コロナ禍を経てニーズが変化していく国内、海外の観光客に対し、いかに秋田の魅力を発信し、誘客につなげるのか、DMOと自治体等とが一体となった取組がこれまで以上に期待されます。まだまだ県外からの誘客は伸びる要素があります。県内にも地域連携DMOや地域DMOがあり、様々な活動をしておりますが、地域に限定することなく、観光資源を相互に補いながら連携し、もっと県内を網羅しながら地域ブランドを高めていくDMOの展開があってもよいのではないかと考えますが、観光文化スポーツ部長の見解を伺います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございます。(拍手)

●議長（柴田正敏議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。加藤鉦一議員の一般質問にお答えを申し上げます。

コロナ後を見据えた人口減少対策でございます。

まず、国の地方創生の取組に対する評価でございますが、国においては、人口減少や東京圏一極集中が進む中で、平成二十六年に地方創生を打ち出し、地方の活力創出に向け、自治体への支援策を講じてきたところであります。地方創生は、自治体の努力も当然のことながら、本来は政府機関・企業等の移転や地方への大幅な権限移譲など、国家的な見

地からダイナミックに進められるべきであり、そうした取組が少なかつたものと認識しております。

とりわけ、東京圏への一極集中については、歴史的経緯や経済情勢の推移のもとで形成された強固で構造的な問題であり、これが続く限り、地方の若者の流出や労働力の低下、ひいては出生数の減少など少子高齢化が進行し、歯止めの効かない地方の過疎化を招き、国の衰退につながるものであります。

こうした中で、今般のコロナ禍に伴う社会経済への甚大な影響が生じている現状を鑑みれば、これまでの地方創生交付金制度による自治体の発想に依存したミクロの取組での地方創生の実現には限界があり、国が強い危機意識を持って取り組むべきと考えます。

国がリーダーシップを発揮し、持続的な発展に向けた国家的戦略を打ち出し、地方の特徴を生かした取組を後押しすることに加え、産業の再配置といった抜本的な対策や、高速通信網の整備等に主体的に取り組むことについて、全国知事会の中ではおおむね考えが一致しており、共同して国に要望するとともに、国会議員に対しても強く訴えかけてまいります。

次に、内政上の危機を踏まえた施策の展開についてであります。

人口減少は全国的な傾向であり、とりわけその加速度が増している本県では、短期間で歯止めをかけることは困難であります。人口減少に対応しながら、県民の満足度を高めていくためには、総務省の自治体戦略に関する研究会の報告で示された行政の体制及び業務の効率化や、暮らしを支える担い手の確保に対応していく必要があると考えております。

効率的な行政サービスの提供については、市町村との機能合体や、地域課題の解決に向けた市町村間の連携等への働きかけに加え、コロナ禍により急速にニーズが高まったスマート自治体への転換に向けたデジタル化の推進など、時代のニーズに即した取組を強化してまいります。

また、各種公共施設や公共インフラについても、人口減少傾向を踏ま

えた統廃合が必要であり、住民からの不満や不安に対しては、様々なソフト対策による補完や解消措置を講じるとともに、将来の世代に負担を残さないために、思い切った統廃合が必要であることを十分に説明しながら対応していくべきものと考えております。

担い手の確保については、人口減少下においても本県が持続的に発展していくためには、若者の定着・回帰が最も重要であると考えており、本県が有する資源を活用した産業の成長、賃金向上などによる若者にとつて魅力ある職場づくりに加え、若者の自由闊達な活動を許容する多様性のある地域づくりを進めてまいります。

こうした施策の展開に当たっては、変化が早い時代の潮流を的確に捉え、変化に流されず適応していくことが未来の秋田への道筋であり、認識を県民と共有しながら、県政を推進していく所存であります。

次に、賃金水準の向上でございます。

本県の有効求人倍率が一・六二倍と過去最高となっていることに加え、少子化も相まって、県内企業では人材確保が年々厳しくなっており、新卒者やAターン就職者を受け入れるためには、おのずから賃金の引上げが不可欠になっていると捉えております。

先日開催した経営者や労働者の代表が参加する公労使会議では、県内企業の取組として、自動化設備の導入による作業時間の短縮や作業の見える化、社員のカイゼン提案の採用に加え、付加価値の高い製品開発など、生産性向上の事例のほか、M&Aについて、事業拡大や新分野進出、経営多角化に積極的な企業が現れていることが取り上げられております。

今後は、こうした先進的な事例や業務提携・協業化等の事例に加え、利用された支援制度などの積極的な周知に努めるとともに、県内企業へのアンケート調査や今後の公労使会議の意見・要望を集約し、製品やサービスの差別化など新たな価値を生み出す、効果的な支援策を構築してまいります。

また、誘致企業に対しては、私自身が、本社と同等の賃金水準とする

よう働きかけを行い、既に複数の企業で実現しているところであり、引き続き、カーボンニュートラルやデジタル化等に関する研究・開発職など、賃金水準の高い雇用の創出に取り組んでまいります。

いずれにしましても、産業構造や社会構造の大きな転換期においては、今後拡大が見込まれる産業、衰退を余儀なくされる産業など、必ず明暗が分かれるものであります。この流れを無理やりに平準化することは、かえって地域経済の強化や雇用の拡大につながらないことから、拡大する産業への雇用のシフトを図りながら、より全体としての賃金水準の上昇を目指していくことが重要であります。

次に、DXの推進とデジタル人材の確保・育成でございます。

まず、DX推進戦略と県民生活等への影響でございますが、DXは、デジタル技術の活用や異分野間のデータの組合せなどにより、新たな価値を創造し、あらゆる分野の課題解決に資する有効な手段であることから、今年四月に私が本部長となるDX戦略本部を立ち上げ、県民一人一人がニーズに合ったサービスを選択し、多様な幸せを実現できる社会を目指すDX推進計画を、今年度中に策定することにしております。

本計画では、利用者ファーストやデータ活用、人材育成を重要な視点に据え、IoTやAI等の先進技術の活用やスマート農業などの新たなビジネスモデルの創出により、生産性向上や競争力強化を図るとともに、オンライン診療や行政手続における電子申請の拡充等の取組を進めることにより、県民生活の利便性の向上につなげてまいりたいと考えております。

今後は、デジタル機器に不慣れな方も多いことから、高齢者を対象としたスマートフォン等の操作研修等を実施するほか、人と機械を仲介するマン・マシン・インターフェース技術の動向も注視しつつ、産学官で構成される秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアムをはじめとする関係機関との連携を強化するなど、デジタルデバイドの解消に十分留意しながら、人に優しいデジタル社会の実現を目指してまいります。

次に、県内におけるデジタル人材の確保・育成でございます。

デジタル技術や計量分析に関する知識や能力を有し、先進技術を活用してDXを推進する人材については、製造業や商業、サービス業のみならず、農業や建設業などあらゆる分野において必要性が高まってきております。

こうした中、企業がその確保・育成を図るためには、人材が首都圏などの大都市圏や情報関連産業に集中する傾向にあることも踏まえ、企業の規模や業種等の実情に応じた取組を推進することが重要であると考えております。

このため、人材の確保に向けては、新規卒者やAターン求職者を対象とした説明会等でのマッチングを支援しているところであります。また、育成については、専任の人材を配置している県内企業が少ない状況にあり、特に、製造業等においては、センシング技術などを活用したソリューションを自社内で内製できる人材が必要であることから、従業員を対象に、基礎知識やデータの活用方法に関する研修を情報関連企業と連携して実施することに加え、IoT技術を活用するための実践的な研修を実施することにしております。

こうした取組を通じて、企業の生産性向上や競争力強化に寄与し、産業振興の基盤となるデジタル化を推進する人材の確保・育成に努めてまいります。

次に、洋上風力発電でございます。

浮体式洋上風力発電の事業化を想定した調査でございますが、現在、本県沖では、着床式洋上風力発電の事業化に向け、遠浅な海域で、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定や事業者の公募が実施されておりますが、遠浅の海域が狭い日本で、政府が掲げる洋上風力発電の導入目標を達成するには、水深の深い海域における浮体式での事業を強力に推進していく必要があると認識しております。

また、水深の深い海域も含めた洋上風力の導入拡大は、カーボン

ニュートラルの達成のみならず、本県における風力発電部品製造のサプライチェーン形成や、建設・メンテナンスの受注、関連産業の新規立地のほか、拠点港に指定されている秋田港、能代港を活用した北日本における部材の保管や積出しなど、長期にわたる経済効果の創出が期待できるものと考えております。

このため、県では、現在改訂を進めている「第二期秋田県新エネルギー産業戦略」において、国とも連携しながら、技術的な課題や利害関係についての整理を行うなど、浮体式を見据えた水深の深い海域での適地調査の実施に向けて取組を進めてまいります。

次に、浮体式洋上風力発電の拠点化と県内経済の活性化でございます。国内で浮体式洋上風力発電事業を進めていくためには、先行している欧州と海底の形状や気象条件等が異なることから、風車や浮体基礎の最適化からメンテナンス工法まで、国内の海域の条件に適合する新たな技術開発を進めていく必要があります。また、今後は、アジアでの洋上風力市場が急速に拡大することが見込まれており、気象条件等が日本の海域と似ていることから、こうした条件に適合する技術の確立は、県内での部品製造等にもつながり、国内市場に加えアジア市場への展開も期待できるものと考えております。

このため、まずは、着床式風力発電事業での部品製造やメンテナンスに関して、風力発電機メーカー等と県内企業とのサプライチェーンを着実に形成していくことが必要であり、こうした取組を踏まえ、将来的な浮体式に係るサプライチェーンの形成を目指すこととしております。

県内では大手造船メーカーと連携し、本県沖における浮体式洋上風力発電事業を検討する動きも出てきており、浮体式に求められる技術開発や実証などの事業を誘致し、参画していくことで、県内への洋上風力産業の拠点化を進め、県内経済の活性化を図ってまいります。

次に、アフターコロナの観光振興であります。今後の観光振興の在り方でございますが、先般、国においては、ワク

チンが接種済みであることなどを条件とする行動制限緩和の基本方針を示したところであり、今後、感染状況の改善が進むことにより、一定の時期には、国内旅行の回復や、その後のインバウンドの受入れにも期待が持てるようになるものと考えております。

県では、こうした動きにも迅速に対応できるよう、宿泊施設が行う感染防止対策等への支援や、県民割キャンペーンなどにより、観光関連産業を下支えしているほか、本格的な旅行再開に備えて、新たな旅行スタイルに対応したコンテンツの磨き上げや、体験動画の国内外への情報発信に取り組んでいるところであります。

一方、観光を取り巻く環境は急速に変化していることから、現在策定中の観光振興ビジョンでは、「訪れる人のこころと地域を潤す持続可能な観光」を目標に掲げ、観光関連産業の生産性向上や、デジタル技術を活用した情報発信の強化、多様なニーズに応じた受入態勢の整備に取り組むとともに、海外の旅行ニーズの変化等を踏まえた対象市場の見直しを行い、単に量的なものを追い求めるのではなく、国や客層などターゲットを的確に捉えた戦略的な誘客を推進することとしております。

アフターコロナを見据えると、小規模ながら個性豊かな宿が多く、観光地における密集度が低い本県は、癒しや保養、自然との融合などを目的とした旅行先として高い優位性を有していることから、これらの面を強調しての反転攻勢に打って出る大きなチャンスと捉え、市町村や観光関係者と一体となった取組を強力に展開してまいります。

私からは以上でございます。

【あきた未来創造部長（小野正則君）登壇】

●あきた未来創造部長（小野正則君） 私からは、県の地方創生関連施策の成果と今後の取組についてお答えいたします。

今般のコロナ禍の影響により、ワークスタイルの変化や経営上のリスク分散の必要性に加え、若者の地方回帰志向が高まり、地方への人の流れが加速していくものと考えられることから、リモートワークによる人

材誘致などの新たな視点を取り入れるとともに、大学生等の県内就職支援や東京圏在住者のＡターン就職の促進において、オンラインイベントを有効活用するなど、社会情勢の変化に応じた社会減対策を進めております。

これまでの取組により、輸送機関連産業の集積やICTと医療を組み合わせた産業拠点の創出など産業面の成果に加え、コロナ禍による影響はあるものの、昨年十月における直近一年間の社会減が二千人台に縮小したほか、高校生の県内就職率が、七二・五％と十六年ぶりに七割を超えるとともに、リモートワーク移住についても、二社をパートナー企業と認定するなど、社会減対策の成果が現れ始めてきております。

今後は、こうした傾向を一過性で終わらせず、継続的なものとするため、引き続き産業基盤の整備を着実に進めるとともに、若者に対する県内企業情報の発信や東京圏におけるＡターン就職の働きかけの強化、女性が働きやすい環境づくりに向けた企業の理解促進等に取り組むほか、現在実施中の若者の就業ニーズ等に関するアンケート調査の結果を踏まえた効果的な施策を実施するなど、社会減の更なる抑制に向けた取組を進めてまいります。

私からは以上でございます。

【観光文化スポーツ部長（嘉藤正和君）登壇】

●観光文化スポーツ部長（嘉藤正和君） 私からは、アフターコロナ観光振興について二点お答えいたします。

まず、魅力的な地域資源を生かした観光振興についてであります。本県は、四季の変化に富んだ美しい自然をはじめ、地域に根差した伝統行事や豊かな食文化、歴史と風土が育んだ工芸品などの魅力的な地域資源を数多く有しており、それらを生かした取組として、国内外で人気の高い秋田犬や、日本酒に代表される発酵食などを活用した体験型観光を推進するとともに、関係機関と連携した誘客プロモーションや受入態勢の整備に取り組んでまいりました。

しかしながら、個々の地域資源のポテンシャルは高いものの、男鹿のナマハゲや角館の武家屋敷などの一部を除き、全国的な認知度を得ているとは言いがたい状況にあると認識しており、その要因として、旅行者のニーズに添った情報の提供が不足していることや、観光地として訪れなくなる仕掛けが十分でないことなどが考えられております。

このため、県では、デジタルマーケティングの活用によるターゲットを絞った効果的な情報発信に加え、アフターコロナを見据えた地域の観光コンテンツの磨き上げや、秋田の特性を生かした滞在型・体験型観光の推進により、観光地としての認知度と魅力の向上に努めているところであります。

今後とも、芸術文化やスポーツ、農林水産業などの様々な分野との連携をこれまで以上に強化し、本県観光が持つポテンシャルを最大限に發揮した、秋田ならではのツーリズム推進に積極的に取り組んでまいります。

次に、県内のDMOの事業展開についてであります。DMOは、マーケティング活動等を通じて地域の魅力を高めながら、経済を活性化させるなどの役割を担っており、アフターコロナを見据えた観光振興を進める上で、中心的な存在になり得るものと考えております。

県内では七つの法人が国に登録されており、中でも県北地域の秋田犬ツーリズムは、秋田犬をコンテンツとした海外への情報発信や地場産品を活用した商品開発など、地域の強みを生かした広域的かつ先進的な活動が評価され、観光庁から重点支援DMOとして選定されたほか、今年三月には県観光連盟が県内全域を対象とする地域連携DMOに登録されたところであります。

一方、DMOの多くは、組織体制が脆弱で活動を支える人材が不足しているなどの課題を抱えていることから、DMO間の連携による取組も進んでいないものと認識しております。

県としましては、県観光連盟と協力しながら、先駆的な事例を紹介す

る関係者向けの研修会の開催等を通じて情報共有を図り、観光人材の育成とDMO同士が連携した取組の促進に努めるとともに、新たなDMOの設立についても、地域の動きを注視しながら、積極的に支援してまいります。

私からは以上です。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 加藤議員から御質問のありました、児童生徒のICT活用能力の育成についてお答えいたします。

現在、各学校においては、一人一台端末等の整備により、児童生徒が主体的に情報を活用しながら他者と協働して、新たな価値の創造に挑戦していくことができるよう、ICT活用能力を体系的に育む指導に取り組んでおります。

小中学校では、授業の中で積極的に端末を活用することによりICTへの興味・関心を育成するほか、発達の段階に応じたプログラミング教育を展開し、児童生徒の論理的思考力を高めているところであります。

また、高等学校では、教科「情報」において基本的な技能の習得を図るほか、一部の専門高校においては、外部講師によるIoTやソフトウェア開発など、より発展的な学習を実践することとしております。

県教育委員会としましては、ICTの効果的な活用を通して、「秋田の探究型授業」の一層の充実を図りながら、情報活用能力の基本を身につけることができるよう支援し、将来のデジタル社会を担う人材の育成に努めてまいります。

私からは以上であります。

●議長（柴田正敏議員） 三十四番加藤議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は十一時十分といたします。

午前十時五十分休憩

午前十一時十分再開

一	番	出	席	議	員	四十一名
二	番	小	野	一	彦	松田豊臣
三	番	鳥	井	修		瓜生望
四	番	島	田	薫		宇佐見康人
五	番	住	谷	達		児玉政明
六	番	薄	井	司		加賀屋千鶴子
七	番	吉	方	清	彦	小山緑郎
八	番	鈴	木	真	実	佐々木雄太
九	番	杉	本	俊	比古	鈴木健太
十	番	加	藤	麻	里	小原正晃
十一	番	佐	藤	正	一郎	三浦茂人
十二	番	佐	藤	信	喜	今川雄策
十三	番	高	橋	武	浩	北林丈正
十四	番	竹	下	博	英	石川ひとみ
十五	番	石	田	寛		東海林洋
十六	番	渡	部	英	治	原幸子
十七	番	工	藤	嘉	範	近藤健一郎
十八	番	加	藤	欽	一	佐藤賢一郎
十九	番	三	浦	英	一	土谷勝悦
二十	番	鈴	木	洋	一	柴田正敏
二十一	番	川	口	一		鶴田有司
二十二	番	北	林	康	司	
二十三	番	四	十	三	番	

休憩前に同じ

地方自治法第二百二十一条による出席者

●議長（柴田正敏議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。三十七番三浦議員の発言を許します。

【三十七番（三浦英一議員）登壇】（拍手）

●三十七番（三浦英一議員） 会派みらいの三浦英一です。このたび一般質問の機会をいただいた先輩、同僚議員に心より感謝を申し上げます。

質問に入る前に、先頃、退陣を表明した菅総理について申し述べさせていただきます。

今月、菅総理は、コロナ禍の中、政治の空白をつくってはならないとの思いと、コロナ対策に専念をしたいとの強い気持ちから、残念ながら明日十七日告示の自民党総裁選には立候補せず、退陣する意向を表明しました。昨年九月の就任時から、携帯電話料金の値下げや、このたびのデジタル庁の設置と、約一年の間にまさしく有言実行で次々と改革を實行してきたのであります。携帯電話料金の値下げに関しては国民誰しもが恩恵に預かり、それでもまだ安くできるはずだと、さらなる引下げに取り組み、また、世界に遜色ないデジタル社会を実現するという強い思いでデジタル庁を発足させたさなかでありました。このような改革は、菅総理でなければできなかったことと思います。

菅総理は、雄勝郡旧秋ノ宮村で生まれ育ち、地盤も看板もないところから総理大臣まで登り詰めた立志伝中の人であります。また、雪国秋田県人特有の辛抱強さと無駄口をたたかない寡黙な人物でもあります。私は、そういう人間性に、同じ秋田県人として、とても好感を持っていました。しかしながら、心ない人たちの中には、話し方に感情がこもっていないとか、原稿を棒読みにするとか言う人がいることにとっても残念でなりませんでした。逆に、そこが菅総理のいいところだと私は思うのであります。

先日、私は鳥海町に仕事で行ったついでに菅総理の生家を見てまいりました。鳥海町笹子地区から峠を越えればすぐに、かつて銀山で栄えた院内に着きます。国道一三号線から秋ノ宮方面に進むとすぐ左手に、お

しらの枝垂れ桜で有名な神社が見えてきます。さらに数分間、役内川に沿って進むと、間もなく菅総理の生家に着きます。その生家のある堰ノ口は、普段は静かな農村地帯であります。昨年菅総理が誕生した際には、集落の人口以上の人でにぎわったそうであります。しかし、今は訪れる人もなく、ひっそりとしておりました。

コロナ禍の大変な時期に総理になられて、本当によく頑張ったなど思っているのは私だけではないと思います。これからも、国民はもとより東北のために御尽力いただけますよう、よろしくお願いするところであります。

それでは、改めて質問に入らせていただきます。

はじめに、「新秋田元気創造プラン」について、知事にお伺いします。「選択・集中プロジェクト」における賃金水準の向上についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大や温室効果ガスの排出抑制に向けた動きの加速など、時代が大きく変化してきており、こうした流れをしっかりと捉えて、本県の持続的な発展に向けた道筋を県民にしっかりと示す必要があります。県が現在策定を進めている「新秋田元気創造プラン」では、時代の潮流を踏まえつつ、本県の優位性を生かした施策を推進するとの考えのもと、「賃金水準の向上」、「カーボンニュートラルへの挑戦」、「デジタル化の推進」の三つの柱を「選択・集中プロジェクト」として位置づけ、重点的に取組を進めると伺っております。

風力や地熱などの本県の優位性は脱炭素社会の構築に貢献できるものであり、また、コロナ禍を背景としたデジタル化の加速は喫緊の課題であります。とりわけ、人口減少問題の克服には、若い人が定着できる環境を確保することが最も重要であり、県民意識調査でも賃金水準の向上を求める意見が多く見られていることから、若者に魅力的な働く場の確保につながる「賃金水準の向上」を大きく打ち出すことは、大変意義のあることだと思います。

しかし、県内では規模の小さい企業が多く、一般のコロナ禍で経営状況が厳しくなっている中で、企業のみで「賃金水準の向上」をなし遂げることは容易ではなく、行政としての支援が不可欠であると考えます。

そこで知事にお伺いします。「選択・集中プロジェクト」の中でも特に柱になるものと思われる「賃金水準の向上」に、具体的にどのような取り組みでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

次に、人口減少問題の克服について伺います。

知事はこれまで、三期にわたる「ふるさと秋田元気創造プラン」を策定し、最重要課題である人口減少問題の克服に向けて、様々な施策を展開してきましたが、社会減については、一定程度の成果が現れてきているものの、自然減については改善が見られず、なかなか出口が見えない状況にあるものと思います。

国立社会保障・人口問題研究所によると、本県の人口は二〇四五年には約六十万人になり、高齢化率も五〇%を超えることが見込まれており、生産年齢人口の減少に伴う県内経済の縮小が懸念されるほか、県民の安全・安心に関わる医療や介護、福祉サービスの維持が困難になることも想定されます。

先日公表された県民意識調査の結果を見ると、人口減少の抑制につながる「若者に魅力的な働く場の確保」や「結婚・出産・子育てのしやすい環境の整備」の満足度が低くなっており、人口が減少している状況を肌で感じている県民の強い危機感が現れたものであると思います。コロナ禍により、若い人を中心に地方への関心が高まっていると言われる中、人口減少が全国に先んじて進む本県が、地方共通の課題を解決できる「秋田モデル」と言われるような施策に取り組むことを期待するものがあります。

そこで知事にお伺いします。これまでの様々な取組を踏まえ、最重要課題である人口減少問題を克服し、若い世代が希望を持てる、将来にわ

たって持続可能な秋田をつくり上げていくために、「新秋田元気創造プラン」では、特に自然減の抑制にどのように取り組んでいかれるのか、考えをお聞かせください。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。はじめに、ワクチン接種についてであります。

本県におけるワクチン接種については、医療従事者の優先接種後、今年四月から六十五歳以上の高齢者を対象に接種が開始されました。高齢者を対象としたワクチン接種の開始当時は、国からのワクチンの供給見通しが不透明であった状況などにより、他県に比べ出遅れ感が否めませんでした。その後、接種の実施主体である市町村に対する県の支援や、医師会をはじめとした関係機関の協力により、高齢者については、現時点で約九割の接種率となっております。また、一般接種についても、十一月中には希望する県民への接種がほぼ終了する予定となっております。か、職域接種についても順次開始されており、これまでの関係者の努力に対して深く感謝するものであります。私自身も七月中に二回目の接種を終えました。接種により感染への不安が減り、接種して大変よかったですと感じております。

ただし、接種に関しましては、一部の市町村において、ワクチン接種の予約時にネットを使えない高齢者の電話が集中したため、予約が取れず混乱したり、高齢者の接種会場までの足の確保をどうするかといった課題があったことも聞いており、次回の接種に備え、県には、市町村と連携した取組をお願いするものであります。

ワクチン接種が進む一方で、ワクチンの有効性、安全性、副反応等に対して不安を持ち、ワクチン接種をためらう方々も多くあります。最近では、俳優の千葉真一さんが接種を行わず感染し亡くなられました。女優の綾瀬はるかさんは、接種後の副反応を心配し、接種を迷っている間に感染したとの報道がありました。また、滋賀県大津市にある陸上自衛隊大津駐屯地では、二百名以上の隊員が新型コロナウイルスに感染し、

そのうち少なくとも一回のワクチン接種を受けていたのはたったの二十三人で、他の隊員は未接種だったとの報道もありました。ワクチン接種は個人の意思によるものであり、強要するものではありませんが、このような報道等を踏まえても、ワクチン接種が必要であることは明らかであると感じております。

ワクチンの効果については、今月、国立感染症研究所などのグループが分析したところによると、ワクチン接種の有効性は推定で一回目の接種で四八％、二回目の接種で九五％との報告がありました。

そこで伺いますが、ワクチンの有効性や安全性等に疑問を持ち、特に、接種をためらう若者層や、胎児への影響を心配し接種に踏み切れない妊婦の方々などに対して、接種主体である市町村と連携して、ワクチンに対する正しい理解を持ってもらうなど、不安を払拭するための取組が必要と考えますがいかがでしょうか。健康福祉部長の考えをお伺いします。

次に、自宅療養の導入検討についてお伺いします。

先般、秋田市は、新型コロナウイルスに感染した軽症者や無症状患者のうち、六十四歳以下の方で基礎疾患がないといった条件を満たすことが確認できた方は、自宅療養を行えるよう準備を進めていることを明らかにしました。同居家族がいる方であっても、個室に隔離することができると家庭内での感染予防対策をとることが可能であれば、自宅療養を選択できるようにしていくとあります。対象者には、パルスオキシメーターの貸与や、一週間分の食料品の提供のほか、市保健所の職員による一日二回の体調確認を行うようであります。

県内の感染者の療養先は、これまでは入院か、宿泊療養施設での療養かのみであり、秋田市によると、一部の宿泊療養者からは、自宅でのテレワークの希望や、ペットの世話が必要ななどの相談が寄せられていたとのことであり、そうしたニーズにも応えようということでしょうか。

現在、県内の宿泊療養施設は、市内三か所で計三百四室確保されてお

ります。しかし、療養者の入替え時には消毒作業などが必要となることから、実際には半数程度の人しか同時に利用できない状況になっております。市の保健所によりますと、現在、病床等はひっ迫している状況ではないが、今後、中等症の方が在宅で療養することも想定し、まずは軽症者やリスクの低い人で自宅療養を試行し、病床がひっ迫した場合に備えていくとのことあります。

しかし、結局、この市の方針は、医師会や県との調整が取れていないとのことで、選択的な自宅療養の導入は未定となっているようであります。

本県では、感染者は入院か宿泊療養が原則とされ、実際、これまで感染者が自宅療養とされた例はありません。私は、このように自宅療養となった事例がないことに越したことはないと思っております。しかし一方で、命に関わることでありますので、それが県として万全の体制になるのであれば、自宅療養に関する検討を進めていくことも必要だと思えます。

入院患者等が飽和状態となり、やむを得ず自宅療養を導入した首都圏では、自宅療養中の症状悪化時に速やかに入院できず適切な医療を受けられない、連絡が取れずに保健所が療養者の状態を把握できないといったケースが多発しているほか、自治体間の個人情報やりとりが円滑に行われなといった課題が報道されております。

今議会に提案された補正予算案では、宿泊療養施設を新たに設ける予算が計上されており、仮にこれが実現すれば、自宅療養が必要となる可能性はより低くなると思えますが、首都圏での課題なども踏まえ、事前に自宅療養について、県医師会や病院などの関係機関と運用面を検討し、保健所での業務量などについて事前に想定しておくことが重要だと思えます。

東北六県では、秋田県と岩手県以外は既に自宅療養を導入しているとのことあります。今後の自宅療養の導入に関し、県としてどのような方針をお持ちなのでしょうか。また、運用に当たっての基準の検討状況

等を健康福祉部長よりお聞かせください。

次に、県境をまたぐ往来についてであります。

先月のお盆期間を迎えるに当たり、佐竹知事は、同月五日の記者会見において、県外からの帰省を避けることや、やむを得ず帰省する場合は事前にPCR検査を受けることなどを県民の皆様にご要請されました。また、同じく三十一日には、デルタ株の流行により、東北・新潟でも病床使用率や直近一週間の陽性者数が過去最多を更新し、医療崩壊につながりかねない状況を踏まえ、東北と新潟の知事と、仙台・新潟両市長とともに、新型コロナウイルスの第五波の抑え込みに向け、ワクチン接種や基本的な感染防止対策の徹底と併せ、県境をまたぐ移動の中止などを住民に求める共同メッセージを発表されました。例えば秋田への帰省の際、自宅から出発する時点では感染していなくても、空港や駅などでウイルスに感染してしまい、秋田へ帰省後に周囲に感染が拡大してしまうケースが考えられます。現に、お盆を過ぎた頃から、急激に秋田県内に感染が拡大しました。

佐竹知事は、これまでも相当強く県民の皆様に対し、他県との不要不急の往来の自粛をお願いされてきました。感染爆発による医療崩壊は、絶対に避けなければなりません。しかるべきタイミングで、県のリーダーが県民の皆様にごメッセージを発することは非常に重要であると思えます。一方で、学生や単身赴任などで県外に出ている方と、その御家族が久しぶりに再会することを楽しみにされていることを思うと、胸が詰まる思いであります。国内でコロナが確認されてから一年半余り、終わりが見えない状況に、多くの県民が消耗しております。全国的に、ワクチンの接種率が約五割に届いているようであり、今後さらに接種が加速し、年内には七割以上となるのでしょうか。そうした状況を想定した場合、知事は、県境をまたぐ往来が正常となるものとお考えでしょうか。年末年始を控え、再び帰省自粛のお願いをするのではなく、ぜひ県民が希望が持てるようなメッセージをいただきたいと思えますが、知事

の御所見をお伺いいたします。

次に、飲食店認証制度についてお伺いします。

全国的に飲食店を起点とした感染拡大の発生したことや、川反・大町地区でのクラスター発生などを受け、五月下旬から「秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証制度」が開始されております。この制度は、飲食店を起点とした感染防止対策の徹底や県民の方々が安心して飲食店を利用できる環境を整備するため、適切な感染防止策を講じる飲食店を県が認証する制度であり、認証取得に向けた設備導入等に要する経費についても、同月に開かれた議会でも予算化しております。

この制度の普及状況は、八月上旬の地元紙で取り上げられており、飲食店から認証を受けたことで安全性をアピールできる声がある一方で、認証取得による具体的なメリットを求める声などもあり、制度開始から二か月で認証された店舗数は八十六店舗にとどまっているとのことですが、五月議会の予算内示があった県政協議会の場においても、この制度について、我々のみらい会派内からも、設備導入の際の自己負担の問題などをはじめとした、制度に対する疑問や意見が多くありました。

日銀秋田支店の県内金融経済概要では、県内景気はコロナの影響により、厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直しているとのことではありますが、お盆過ぎの感染者の拡大等により、飲食店の客足は遠のいており、依然として厳しい状況が続いております。

県ではこのような状況を踏まえて、今議会においても飲食店に対する経済的支援のための予算案が計上されていますが、その予算と併せて、まだまだ収束が見えないコロナ禍においても、飲食店が経営を継続できるようにするため、認証制度の普及拡大を早急に進めるべきであると考えています。

そこでお伺いしますが、現在の認証制度の申請・認証状況はどのようなになっているのでしょうか。また、普及が進まない要因をどのように分析し、今後の普及拡大に向けどのような取組を行っていくのか、生活環境

部長にお伺いします。

最後に、秋田新幹線「新仙岩トンネル」の整備計画についてお伺いいたします。

秋田新幹線については、今議会に提案された補正予算案に、「秋田新幹線新仙岩トンネル整備促進事業」として、JR東日本が実施する調査に要する経費の一部を負担する債務負担行為が盛り込まれております。

秋田新幹線は、開業以来、秋田県と首都圏や仙台市・盛岡市等とを結ぶ交通の大動脈であり、経済・観光など様々な場面で太平洋側と日本海側を結ぶ交通インフラとして重要な役割を担っています。しかしながら、急峻な奥羽山脈を横断するため、豪雨、豪雪や強風等の際の安定運行や定時性の確保に悩まされてきました。そのため、トンネル整備は自然災害等による輸送障害リスクの低減、新幹線ネットワークの定時性・安定性の向上、秋田新幹線の高速化及び時間短縮を目的として整備を急がなければなりません。

トンネル整備計画は、田沢湖駅と岩手県雫石町の赤淵駅間、延長約十五キロメートルの整備計画で、総事業費は約七百億円とされています。県が実施した調査では、トンネル整備によって見込まれる効果として、秋田東京間の時間短縮効果は約七分、建設投資による経済波及効果が約一千百十三億円と試算しており、秋田県への入込客数の増加は年間約四万人、それに伴う経済波及効果は年間約六億円とされています。このようにトンネル整備は、利用者の利便性だけでなく、本県への様々な効果が見込まれる事業なのであります。

トンネル整備の早期実現に向けては、秋田・岩手両県の沿線自治体や経済団体が、大仙市長が会長を務める「秋田新幹線防災対策トンネル整備促進期成同盟会」を立ち上げ、早期整備を求めているところであります。

JR東日本は、費用負担について総事業費約七百億円のうち六割を負担する意向を示しており、残りを国や地元自治体に負担してもらうこと

を見込んでおります。秋田、岩手の負担割合については今後の協議で決めていくことになるのでありますが、両県には温度差があり、岩手県は、必要性に理解は示しているものの、「基本的には鉄道事業者の責任で整備すべき」と、地元負担には慎重姿勢と聞いております。

知事は、これまでも一般質問等の答弁で、トンネル整備構想の実現に向けて関係機関との協議を継続していくと答えており、トンネル整備構想に対して前向きに取り組んできたところであります。トンネル整備の実現には、JR東日本や関係自治体との協議、住民の理解の促進、国による財政措置など、調整すべき事項が数多く横たわっております。知事におかれましては、今後、「新仙岩トンネル」の早期実現に向け、どのような取組を進めていくおつもりなのかお聞かせください。

以上で私の一般質問を終了します。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

●議長（柴田正敏議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 三浦英一議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、「新秋田元気創造プラン」について、「選択・集中プロジェクト」における賃金水準の向上であります。

これからの県政運営に当たっては、コロナ禍における多方面にわたる影響やカーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化等の動きを踏まえ、人口減少問題をはじめとする諸課題の克服に向けて、新たな視点を取り入れながら、本県の優位性を生かした施策の推進などに、果敢に挑戦していくことが重要であります。

「新秋田元気創造プラン」では、「高質な田舎」につながるおおむね十年後の姿を見据え、強靱化、持続可能性、存在感、多様性の四つのキーワードからなる元気の創造に向け、デジタル化やグリーン投資の機運の高まりなど、時代の潮流も捉えて、来年度から特に注力していく横断的な取組を「選択・集中プロジェクト」に位置づけたいと考えており

ます。

とりわけ、賃金水準の向上については、県民の関心が高く、多くの意見が寄せられているほか、賃金水準と社会動態には相関関係が見られることに加え、本県の場合は、東京圏との賃金水準格差が社会減の大きな要因の一つと考えられることから、東京圏より低位にある労働生産性や県内就業率を高め、賃金の上昇のもとになる県民所得の向上につながる取組を重点的に推進していくことが必要であります。

このため、産業構造の大転換期に対応し、衰退分野から成長分野への業種・業態転換を促進するとともに、労働生産性の向上については、生産額の拡大につながる、M&Aなど企業規模の拡大に取り組み県内企業への支援に加え、コスト縮減に向けた、先進技術の導入や農地の集約化を促進する取組のほか、県内就業率の向上を図るため、潜在的労働者の就業への支援などを進めてまいりたいと考えております。

まさに大変革の時代を迎えている中、従来の発想にとらわれず、原理原則も踏まえつつ論理的思考により、将来をしっかりと見据えた実効性の高い施策を展開し、女性や若者をはじめ、あらゆる世代が真の豊かさを実感できる新しい秋田の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、人口減少問題の克服でございます。

高齢者の比率が高い本県においては、短期間で自然減を解消することは困難であり、婚姻数や出生数の減少に歯止めをかけることが少子化対策の最大の課題と考え、あきた結婚支援センターによるマッチング支援や市町村との協働による保育料・医療費助成、仕事と子育てを両立できる環境づくりなど、出会い・結婚から子育てまで、切れ目のない支援を行ってまいりました。

また、人口の減少が著しい若年層の県内定着・回帰の促進が重要であることから、今後は、企業規模の拡大などによる賃金水準の向上や、女性や大学生等にとって魅力ある職場づくり、女性の活躍の推進などとともに、若者の自由闊達な活動を許容する多様性のある地域づくりを進め

てまいります。

さらに、県内定着に向けて、秋田での暮らしや、結婚・出産・子育てに対する前向きな意識の醸成が重要であることから、小学生から社会人までの各年代に応じてライフプランを学び考える機会の提供や啓発を行うこととしております。

加えて、結婚支援としては、あきた結婚支援センターを核に、独身者のニーズに対応した出会いの機会の提供や、きめ細かなサポートを行っていくほか、子育て支援としては、子供の成長段階に応じた情報発信のデジタル化の強化や、地域の子育て支援団体のネットワーク化の推進などにより、一層安心して子育てできる体制の充実に取り組んでまいります。

こうしたライフステージに応じた取組を、市町村や企業、学校などとともに根気強く着実に実施することにより、自然減の抑制を図り、県民が未来に希望を持てる持続可能な秋田をつくり上げてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、県境をまたぐ往来でございませう。

本県の感染者数は、人口比で全国最少となっており、これはひとえに、県外との往来自粛等の要請に対する県民の皆様の御協力のおかげであり、改めて感謝申し上げます。

感染の長期化により、この夏も帰省の自粛をお願いしましたが、御家族や御友人などと長い間会えず、つらい思いをされている方が大勢おられることについては承知しており、引き続き、日常生活と経済活動の一日も早い回復に向け取り組んでまいります。

ワクチン接種が進む中、国では、十一月をめどに、接種を終えた方などを対象として、県境を越える帰省や旅行の制限を緩和することなどを検討しているところであります。

しかしながら、ワクチンの効果がデルタ株に対しては従来株に比べ低いとされていることや、新たな変異株の出現などの不透明な要素がある

ものと認識しております。

このため、現時点において、年末年始の状況を予測することは難しい面がありますが、今後、国の動向や県内外の感染状況等を見極めながら、状況が許すようであれば、一定の条件を付した上で段階的に緩和を進めるなど、県民の安全・安心の確保を基本にしつつ、慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、秋田新幹線「新仙岩トンネル」の整備計画でございます。

この計画は、本県と首都圏等とを結ぶ交通の大動脈である秋田新幹線の安定運行や高速化を図り、本県の経済や県民の利便性などを向上させるプロジェクトであることから、これまで、早期実現に向け、整備手法等に係る検討を関係機関と重ねながら、経済波及効果の分析を行うとともに、地元期成同盟会と連携し、機運の醸成や国への要望を行ってまいりましたが、国による財政支援など、計画の実現に向けたプロセスに進展が見られない状況にあります。

こうした状況を打開するため、JR東日本から県に対し事業化の前提となる地質調査への協力依頼があったことを契機に、県としましてもプロジェクトの重要性に鑑み、計画実現に向けた関与を強めることにし、先般、計画の推進に関する覚書を締結するとともに、本議会に、調査実施に係る債務負担行為の予算案を提出したところであります。

今後は、各種データの収集や事業費の精査など、事業化に向けた取組を後押しするとともに、国に対しては、具体的な整備効果や、国土強靱化等の国土政策的な重要性を引き続き訴えていくことに加え、覚書の締結や調査実施を踏まえた県とJR東日本の強い姿勢を示しながら、地元期成同盟会や県選出国會議員、県議会の力もおかりし、必要な財政支援が得られるよう粘り強く働きかけていくこととしております。

また、岩手県とは、適宜情報を共有しながら、事業化に向けたプロセスの推進や将来的な整備費用の負担について、JR東日本とともに協議を行っていくほか、岩手県内の沿線自治体も参加している期成同盟会と

連携し、両県において更なる機運の醸成を図ってまいります。

本計画の実現には、国の動向や関係機関との調整など、越えるべきハードルが数多くあると考えておりますが、これまで以上に関係者一丸となって、様々な取組を加速させてまいります。

私からは以上でございます。

【健康福祉部長（佐々木薫君）登壇】

健康福祉部長（佐々木薫君） 私からは、新型コロナウイルス感染症対策について、二点お答えいたします。

はじめに、ワクチン接種についてですが、本県においては、既に二回目の接種を終えた方が県人口の半数を超え、その接種率は全国平均を上回っていると、医師会や市町村等関係者の御尽力により、十一月までには希望者への接種がおおむね終了する見通しとなっております。

ワクチン接種については、発症予防効果が認められており、実際、七月から八月にかけての感染の第五波において、陽性患者に占める高齢者の割合は、第四波以前よりも明らかに低下していることから、ワクチン接種の効果を実感しているところであります。

今後、若年層への接種を進めていく上で、ワクチンについての正しい理解が重要であることから、先日、新聞紙上で、有効性とリスク、妊娠・出産への影響の有無などについて広く広報したほか、SNSや県のウェブサイトを通じた情報発信も併せて行っております。

また、感染と副反応の両方に対する不安が大きい妊婦に、ワクチン接種について正しく理解してもらうため、県医師会等と連携して啓発ポスターを作成し、市町村や医療機関を通じて周知しております。

今後も、県民の皆様の不安の払拭に努め、希望する方への接種が円滑に進むよう、市町村をサポートしてまいります。

次に、自宅療養の導入検討についてであります。

国は、感染者が急増している地域において、重症患者等の入院を必要

とする患者以外は、自宅療養を基本とすることも可能としたところでありますが、本県では、健康管理や家庭内での感染拡大防止の観点から、今後も入院や宿泊療養を原則とする方針としております。

しかしながら、確保している病床や宿泊療養施設を上回る感染者が生じた場合には、自宅療養を含めて対応する必要があることから、更なる感染拡大に備え、自宅療養の基準の設定やその実施のタイミングなどについて、医療関係者と協議を始めたところであります。

なお、現段階においても、パルスオキシメーターや食料配送など、自宅療養に必要な準備は整えております。

自宅療養を行う場合には、療養者の体調確認や急変時の対応について、あらかじめ検討しておく必要があるため、県医師会をはじめとした関係機関と協議を重ね、早急に体制を構築してまいります。

私からは以上であります。

【生活環境部長（柳田高人君）登壇】

●生活環境部長（柳田高人君） 私からは、飲食店認証制度についてお答えいたします。

五月末に制度を開始し、今月十四日現在、申請件数は三百六十六件、認証件数は百九十七件であります。

事業者からのヒアリングによると、感染が拡大する中、来客が減少し、申請を控えている店舗や、認証基準に適合した資材の調達を待っている店舗があるなど、店舗ごとに様々な事情があると伺っております。

また、制度が知られていないとの意見があったことから、先月中旬に、テレビCMや事業者へのダイレクトメールなどにより、集中的に周知を行ったところ、認証基準や補助対象の確認などの相談が増加してきております。

今後は、生活衛生同業組合や商工団体などの協力を得ながら、引き続き制度の周知を行うとともに、認証基準が改正食品衛生法で義務づけられた施設基準に対応している点をアピールするなど、コロナ禍の収束後

を見据えた衛生管理についても助言し、多くの店舗が認証を取得するよう取り組んでまいります。

また、専用ウェブサイトの店舗情報の充実を図るなど、県民に対しても、安心して飲食店を利用していただけるよう、的確に情報を発信してまいります。

私からは以上であります。

●議長（柴田正敏議員） 三十七番三浦議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後一時五十四分休憩

午後一時三十分再開

出 席 議 員	三十九名
一 番 小野 一 彦	二 番 松 田 豊 臣
三 番 鳥 井 修 修	四 番 瓜 生 望
五 番 島 田 薫	七 番 住 谷 達
八 番 児 玉 政 明	九 番 薄 井 司
十 番 加 賀 屋 千 鶴 子	十一番 吉 方 清 彦
十二番 小 山 緑 郎	十三番 鈴 木 真 実
十四番 佐 々 木 雄 太	十五番 杉 本 俊 比 古
十六番 鈴 木 健 太	十七番 加 藤 麻 里
十八番 小 原 正 晃	十九番 佐 藤 正 一 郎
二十番 三 浦 茂 人	二十一番 佐 藤 信 喜
二十二番 今 川 雄 策	二十三番 高 橋 武 浩
二十五番 北 林 文 正	二十六番 竹 下 博 英
二十七番 石 川 ひとみ	二十八番 石 田 寛
二十九番 東 海 林 洋	三十番 渡 部 英 治
三十一番 原 幸 子	三十二番 工 藤 嘉 範
三十三番 近 藤 健 一 郎	三十四番 加 藤 鉦 一

三十五番	佐藤賢一郎	三十七番	三浦英一
三十八番	土谷勝悦	三十九番	鈴木洋一
四十一番	川口一	四十二番	鶴田有司
四十三番	北林康司		

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●副議長（杉本俊比古議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。二十三番高橋議員の発言を許します。

【二十三番（高橋武浩議員）登壇】（拍手）

●二十三番（高橋武浩議員） 自由民主党会派の高橋武浩です。このたび一般質問の機会を与えていただきました多くの皆さんに心から感謝を申し上げ、質問に入らせていただきます。

はじめに、水災害に関する防災・減災対策についてお伺いします。

近年は、毎年のように全国各地で自然災害が頻発しております。先月九州や西日本を中心に記録的な大雨が降り続き、広い範囲で土砂災害や河川の氾濫、低い土地への浸水など甚大な被害が相次ぎました。最近気象ニュースでよく耳にする「線状降水帯」の発生状況も、年々規模も大型化しており、大規模な災害を引き起こす危険な現象であると指摘されているものの、その発生メカニズムが複雑で事前の予測が難しいとも言われております。今回も、数十年に一度の大雨となる恐れがある「大雨特別警報」が発令された地域では、各地で総雨量が観測史上最多となる地点が相次ぎ、特に佐賀県では、一週間で半年分の降水量を記録しました。線状降水帯による集中豪雨により、これまで災害が少なかった地域においても想定外の規模での土砂災害が発生するなど、近年は従来の防

災の常識が通用しなくなりつつあります。

土砂災害は、事前に危険性を認知することが困難で、一瞬にして尊い生命や家屋などの貴重な財産を奪う大変危険な災害であります。本県でも過去に大規模な地滑りや、土石流など大きな被害を伴うつらい経験をしており、想像を超える災害はこれからも十分起こり得るとの心構えとその対策が必要であります。

県では、平成十三年の土砂災害防止法施行に伴い、基礎調査と指定を行い、令和二年三月末時点においては、土砂災害の恐れがある土砂災害警戒区域、イエローゾーン七千九百九十一か所と、建築物が損害し住民に著しい危険が生じる恐れがある土砂災害特別警戒区域、レッドゾーン五千五百二十か所の区域指定を行っております。また、これまでの基礎調査結果をもとに、令和三年八月末現在で、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーン八十二か所を追加指定しております。

警戒区域の住民に周知し、地域の危険性を認識することは重要であります。指定される警戒区域の住民への周知は、これまでは指定前に住民説明会を開いていましたが、コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症防止のため、一部の関係自治体に文書での説明をしたと伺っています。指定区域内の住民に対して調査内容や調査資料の閲覧などが行われ、土砂災害等の警戒区域であることの周知と、現状においては異常がないとの報告に幾分不安が緩和されたとの声もあるなど、ハード面整備の優先度にかかわらず、指定区域内の住民に対して、今後も定期的な調査報告があれば安心材料の一つになると思われますので、検討されてはいかがでしょうか。知事の御所見をお伺いします。

また、秋田県と秋田地方気象台は、大雨の土砂災害発生の危険度が高まったときに発表する土砂災害警戒情報について、発表基準の変更、見直しを行い、土砂災害警戒情報の精度を向上させるとともに、秋田県土砂災害危険箇所マップや土砂キキクルについても、避難対象地域の絞り込みを的確に支援できるよう改善を図るなどの対策が講じられておりま

す。

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、地域住民が防災意識を高めることが重要であることは言うまでもなく、地域や自宅周辺に潜む危険箇所や避難経路など日頃から点検することも大事であります。

土砂災害から安全・安心を確保するためには、ハード対策が重要であるものの、対策を要する箇所も膨大にあることから、施設整備を進めるのも難しい状況であり、ハード対策だけではなく、命を守るための適切な避難行動なども合わせた、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策を今後も継続していかなければなりません。

また、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンが増加したことにより、ハザードマップの更新や県民への周知の強化に加え、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、災害発生時には感染症を併発する「複合災害」についても考慮しなければなりません。

そこで、土砂災害への対策について、今後のハード対策の方針と、そうしたコロナ禍での避難の在り方など、ソフト対策をどのように取り組むのか、知事にお伺いします。

水災害に関する防災・減災対策についての二点目として、ため池の防災・減災対策についてお伺いします。

ため池は、農業用水の確保を目的に人工的に造成された貯水池で、営農に欠かせない貴重な水源であることに加え、降雨時の洪水調節や土砂流出防止などの多面的機能を持つ農業用施設であります。

平成三十年七月に全国各地を襲った豪雨災害では、西日本を中心に農地やため池等の農業水利施設に甚大な被害が発生し、ため池については、二府四県の三十二か所で決壊しております。この決壊したため池の多くが、国が優先的に防災対策を講ずるべきとしていた「防災重点農業用ため池」に選定されていなかったことから、農林水産省は、防災重点農業用ため池の選定基準の見直しと併せて、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、令和元年七月に「農業用ため池

の管理及び保全に関する法律」が制定されたと伺っております。

都道府県が令和元年五月に防災重点農業用ため池を再選定した結果、その数は約一万一千か所から約六万四千か所と約六倍に増加しております。本県でも、現時点で、見直し前の三百四十三か所から一千十八か所と約三倍に増えております。さらに昨年十月には、令和三年度から令和十二年度までの十年間に、防災重点農業用ため池の防災工事等の計画的かつ集中的な推進を図るため、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が制定され、県において、防災工事を施さなければ決壊の危険がある防災重点農業用ため池を洗い出し、精査したところ、本県の防災重点農業用ため池一千十八か所のうち八十七か所が、今後十年間に計画的な防災工事が必要と判断されております。

農業用ため池については、豪雨等により決壊する事例が頻発する一方、施設の老朽化や管理者の減少、世代交代、複雑化などで、日常の適正な維持管理に支障を来すなどの課題を抱えております。県民の安全確保のためには、更なる防災力の強化や徹底した周知がこれまで以上に必要であり、防災重点農業用ため池の防災工事の進め方と日常的な管理が厳しくなってきた農業用ため池に対し、どのように防災対策を進めていくのか、農林水産部長にお伺いします。

併せて、防災重点農業用ため池の対策として作成されるハザードマップについて、避難場所が河川氾濫の浸水想定区域内であるなど、河川氾濫との整合性がとれないため公表されていないケースもあると聞きますが、ため池ハザードマップの作成とその周知は、これまでどのように行われてきたのか。また、ため池が決壊するという意識が河川氾濫に比べて薄く、ため池の決壊を想定した防災訓練も余り重要視されていないように感じます。防災意識を高めていくソフト対策の取組についても、農林水産部長からお聞かせください。

次に、通学路の安全確保対策についてお伺いします。
今年六月、千葉県八街市の通学路で下校中の小学生の列にトラックが

突っ込み、児童五人が死傷するというとても悲惨な事故がありました。この通学路は、以前より地域やPTAなどからガードレール設置等の安全対策についての要望があったものの、残念ながらそうした対策がとられていませんでした。

平成二十四年に、通学中の子供たちが巻き込まれる痛ましい交通事故が全国で相次いで発生したことを受け、文科科学省、国土交通省、警察庁の三省庁が連携した緊急合同点検を実施して危険箇所抽出と対策が講じられました。平成二十五年度からは、各市町村で策定された通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の安全対策を行ってきているところでもあります。

今回の八街市の事故を受け、全国の公立小学校約一万九千校の通学路を対象とした緊急の合同点検が行われましたが、点検では通学路の危険箇所の把握事項に、従来の「道路が狭い」、「見通しが悪い」などの点検箇所に加え、「幹線道路の抜け道になっているなど車の速度の上がりやすい道路」や「過去に事故に至らなくてもヒヤリハットの事例があった箇所」、「保護者や地域住民等から市町村への改善要請があった場所」などが新たに示されております。

毎年の点検において改善や対策が講じられているにもかかわらず、今回のような痛ましい事故が発生する状況を鑑みれば、通学路の危険箇所の徹底的な洗い出しは極めて重要で、早急な対応が必要です。

通学路における児童の安全確保のためには、学校や行政、警察に加え、PTA、町内会などの協力により地域全体で見守る体制の整備とともに、交通安全指導や登下校においての安全教育など、学校側のソフト面での対策や通学路整備のハード面においても一層の安全対策が必要であると考えられます。

道路整備の在り方としても、集落内の生活道路が狭隘で、歩道やガードレール未設置の安全対策が進んでいない地域がある一方、人通りや人家が少ない道路に立派な歩道が整備されているなど、生活者視点から見

た場合には優先順位に疑問を感じることも多く見受けられます。もちろん、これらには様々な事情があると推察されますが、子供たちの通学路は高齢者が買物などで利用する生活道路でもあります。今回の通学路における危険箇所の抽出には、関係者はじめその地域で暮らす人たちの声を拾い上げ、安全・安心な通学路の整備促進に反映させていただきたいと思えます。

平成二十五年度から毎年行われている、本県の合同点検とその対策においては、教育庁や県警察で抽出した箇所の対策はおおむね改善が行われ、ハード面においても順次整備が進められているとお聞きしています。これまでの安全点検の実施概要と対策、通学路の安全確保のための交通安全対策や交通安全教育の実施状況や成果、交通行政への要望なども併せて教育長にお伺いします。

また、歩道整備については、用地確保などに時間を要するなど、地道な努力が必要になると思いますが、県管理道路において歩道整備をどのように進めているのか、また、通学路の合同点検等に基づく要対策箇所のうち、道路管理者として県が行う交通安全対策の実施状況と今後の見通しを知事にお伺いします。

次に、県管理道路の街路樹の維持管理についてお伺いします。

美しい景観とともにまちに季節感を与える街路樹は、自然環境の保全や外気温抑制のほか、安全確保や防災など様々な機能・役割があります。県管理道路の街路樹は、現在、約七千本が管理されており、樹木の管理・剪定においても、近年は専門の造園業者に委託し、周辺景観とそれぞれの樹木に合わせた適切な管理がなされていると伺っております。

しかしながら、県管理の街路樹の一部においては、住民から落ち葉苦情があることから、「落ち葉が発生しないように、ばっさり枝葉を切り落とす」という、いわゆる「ぶつ切り」といわれる不適正な剪定で、道路空間に不整合な街路樹になっている状況もいまだ見受けられます。剪定において大切なことである「切る時期、切る位置、切る量」のうち、

切る量について配慮が足りず切り過ぎてしまう傾向にあるとも言われますが、このような剪定では、真夏の木陰にもならず、景観上も本来の街路樹としての機能が十分確保されないほか、樹勢衰退の原因につながります。剪定前の立ち合いや剪定方法、さらには担当職員の樹木に対する専門知識など、各地域振興局によりその管理体制や精度にばらつきがあり、全県的な取組の必要性を感じています。

地元能代市の事例を紹介しますと、街路樹の「ぶつ切り」については、これまで何度か市議会でも取り上げられ、平成二十年には、市管理の街路樹において「樹木の生理や景観に配慮し自然樹形管理で行う」との方針が示され、平成三十一年三月議会においての市長答弁では、「市管理の街路樹に加え、公園や施設の樹木に対しても『ぶつ切り』を行わず、樹木が腐食しないように、切り口が早期再生できる方法で行う」と表明し、適正剪定による管理へと改善されております。その後、能代市の取組による街路樹の適正管理についての勉強会開催や、山本地域振興局へも改善の働きかけを行うなどし、管内の国・県管理の街路樹においても適正剪定へと浸透が図られ、現在は良好に維持管理されております。

また、平成二十八年には、国土交通省の「道路緑化技術基準」が二十七年ぶりに大幅に改定され、多様化する時代の変化に合わせた技術指針となっております。

そこで、県管理の街路樹においても、景観向上機能や緑化機能を最大限発揮させるため、国の基準にならない、地域の実情に配慮した適切な維持管理方法や老朽樹木の更新計画、新規の植栽時における適切樹種の選定方法などを定めた、全県で統一したルールが必要と考えますが、街路樹に対する県の認識と維持管理の在り方についてのお考えを建設部長にお伺いします。

さて、良好な街路樹を維持するには、行政が定期的な管理を行うだけでなく、道路を利用する方々や沿線に暮らす方々に街路樹への理解と愛着を持っていただくことも重要であります。美しい街路樹は、快適な生

活環境の確保や良好な道路交通環境を図るなど、様々な機能と役割を担っておりますが、県民にその機能や必要性が十分に説明できていないと感じております。

特に雪国では、街路樹のほとんどが落葉樹で、それによって季節の移ろいを感じる事ができる反面、街路樹の落ち葉などによる苦情も多く寄せられて、現場の担当者が疲弊しているのが実情ではないでしょうか。こうした落ち葉苦情については、むしろ住民と共有させる取組が必要で、地元能代市の例では、地域住民が落ち葉清掃や環境美化運動を行う際に必要とする袋を市が無償提供し、清掃後の回収も行うなど市民共同管理の動きができています。また、国土交通省提唱の「ポランテア・サポート・プログラム」協定に基づいて活動を行っている「能代バイパス黒松友の会」は、国道七号の街路樹の黒松剪定や清掃を行っているポランテア団体で、能代バイパスの黒松並木を市民の財産と考え、環境保全に協力しながら維持活動に取り組むなど、地域コミュニティの活性化にも貢献しております。

本県でも、社会貢献に関心を持つ団体と行政が協働して、県管理の一定区間の道路や河川の環境美化活動や維持管理活動を行い、地域の共有財産である道路や河川への愛着と利用者のマナー向上を図ることを目的としたアダプト・プログラム制度を導入しております。秋田県公式ウェブサイトに「美の国あきたネット」には、里親登録をされている各団体とその活動状況が紹介されておりますが、このような活動を広く県民にも周知するとともに、地域住民にも登録を呼びかけてはいかでしょうか。また、アダプト・プログラム制度の活用で、樹木の異常等の情報を県民から提供してもらうなど、地域全体で美しい街路樹景観を育成していく機運を高めていくことが街路樹管理の質の向上につながると思います。

そこで、各地域振興局で取り組んでいる県管理道路におけるアダプト・プログラム制度の運用状況や課題、街路樹の維持管理も含め、この制度を今後どのように展開活用していくか、建設部長の御見解をお伺い

します。

最後に、カワウ被害対策についてお伺いします。

一時期、絶滅の危機にあったカワウが近年全国的に増加し、本県においても生息域の拡大とともに、河川に放流された稚アユが大量に捕食されるなどの漁業被害が発生するようになり、内水面漁業に深刻な影響を与えています。米代川本流や支流の藤琴川、粕毛川などは、全国的にも天然アユが豊富なことで知られ、隣県からも多くの太公望が竿を連ねに訪れる河川であります。地元の粕毛漁業協同組合関係者の話によると、漁業者の高齢化や人材不足等で、良好な漁場管理が困難になってきているという背景もありますが、五年ほど前からカワウの被害には頭を悩ませていて、様々なカワウ被害対策を行ってきているものの、自然環境の変化とともにカワウの増加により天然アユが大幅に減少しているのとこのことであります。

本県の内水面は、釣りや自然と親しむ自然体験活動を提供する場として、また、和食文化や観光資源としても、アユをはじめとする淡水魚は非常に重要であり、カワウによる食害被害軽減に向けた実効性のある体制を早期に整備する必要があると考えます。

平成十六年に環境省から、カワウに関する「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル」が公表されると、カワウ被害が拡大する都道府県では、「カワウ保護管理計画」や「カワウ食害防除対策ガイドライン」などのカワウの管理計画の作成が進められ、様々な対策が講じられております。また、カワウは広域的に移動することから、平成三十年には広域での協議会として、東北地方でも「東北カワウ広域協議会」が設立され、カワウの生息状況の情報や特性等の知識が共有されていると伺っております。本県でも、増加するカワウ被害に対し、秋田県内水面漁業協同組合連合会がカワウ駆除の実施とともに、被害防止対策の支援や指導を行いながら、生息数が著しく増加、または生息地の範囲が拡大する鳥獣の管理に関する計画、いわゆる「第二種特定鳥獣管理計画」策定に向けた調査

をこれまで行ってきていますが、その進捗状況や計画推進の主となる行政関係者を含めた関係者間の協議会の設置など、本県におけるカワウ対策の今後のスケジュールについてお知らせください。

また、平成二十六年に、国は「カワウ被害対策強化の考え方」を公表し、被害を与えるカワウの個体数を十年後までに半減させることを目標に設定するとしていますが、本県の管理計画策定により期待できる効果や課題などについても併せて、生活環境部長からお聞かせ願います。

さて、今後もカワウの生息状況の変化により管理計画の改訂が行われると思いますが、管理計画を作成して終わりではなく、管理計画に基づいた具体的な対策を現場の状況に応じて実施していくことが重要であり、カワウの食資源と漁業者の水産資源とともに確保することが、水域生態系のバランスを保つためのカワウ管理の目指す地点だと思えます。

カワウ対策では、被害発生場所の管理者、被害者など様々な関係者と話し合い、被害を軽減させるための対策を検討し、協力して作業を進めていくことが大切であるとともに、費用の面でも受益者負担だけで被害対策を講じるのは大変困難であり、「人とカワウと魚類の共生」に向けて、国、県、市町村及び漁業関係団体等が役割分担して被害防止に向けて取り組むべき課題でもあります。

カワウ駆除対策やカワウ対策に対する優遇措置、生態調査などの監視活動への助成など様々な支援が必要と思われませんが、県としての考えを生活環境部長にお伺いします。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

●議長（柴田正敏議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 高橋議員の一般質問にお答えを申し上げます。水災害に関する防災・減災対策についてのうち土砂災害について、その警戒区域等の住民への周知であります。

災害が激甚化・頻発化する中、県としましては、県民の生命と財産を守るため、当然に最大限の対策を講じてまいりますが、極めて緊迫した場面においては、県民が「自らの命は自らが守る」との意識を持ち、自身の判断で適切な避難行動を取ることができるよう、日頃から、地域における土砂災害リスクがある箇所等の情報について、把握していただくことが重要であります。

このため、県では、土砂災害警戒区域の周知看板を設置するとともに、病院や社会福祉施設等の要配慮者利用施設を中心に、市町村や地域住民と合同パトロールを定期的実施しており、その結果を情報共有しているところであります。

今後は、県内の約八千か所の警戒区域を対象に、五年に一回の頻度で点検を行うこととしており、この結果についても地域住民に伝わるよう、市町村と連携しながら適切に対応してまいります。

次に、土砂災害への対策でございます。

これまでも災害発生箇所や保全対象となる要配慮者利用施設がある箇所を優先し、砂防堰堤などの整備を進めており、引き続き、計画的かつ効率的な整備に努めてまいります。

また、警戒区域が追加された際には、住民が速やかに災害リスクや避難経路を把握できるよう、市町村に対し、県が提供する警戒区域図に避難所等を記載した簡易的なハザードマップをウェブサイトに掲載するなど、住民への周知を徹底するよう、強く働きかけてまいります。

さらに、コロナ禍における感染症対策として、昨年度、感染症に対応した避難所運営に関する指針を作成し、市町村に対し、避難所のレイアウトやパーティションなど準備すべき資機材を具体的に示したところであります。

県としましては、今後とも災害時の感染症対策を含めた適切な防災情報の提供に努めるとともに、こうした取組の実効性を高めるため、市町村や地域住民と連携した防災訓練を実施することにより、住民の避難対

策に万全を期してまいります。

次に、通学路の安全確保対策について、県管理道路の交通安全対策でございます。

県では毎年、市町村や関係機関と合同で、通学路における危険箇所の点検を行っており、その結果に基づき、対策が必要とされた箇所について歩道の整備を進めております。

また、通学路の危険箇所のうち、道路管理者として歩道整備や防護柵設置などの対策が必要な三百二十六か所について、これまでに二百九十七か所の対応を完了しているほか、今年度は、二十一か所で対策を進めているところであります。

さらに、残る八か所については、抜本的な対策を進めるに当たり、用地確保等の課題があることから、関係機関と連携を図りながら、路面標示による注意喚起など、暫定的な対応を併せて検討し、通学路の安全確保に努めてまいります。

私からは以上でございます。

【生活環境部長（柳田高人君）登壇】

生活環境部長（柳田高人君） 私からは、カワウ被害対策についてお答えいたします。

まず、管理計画策定についてであります。

県では、昨年度から県内のカワウの個体数や被害状況等の把握に向けた調査を行っており、その結果に基づき、今年度末までにカワウ管理計画を策定することとしております。

今年十二月には、県や国、市町村、漁業団体、猟友会、専門家等で構成する「秋田県カワウ協議会」を設置し、カワウの個体数管理や総合的な防除対策を推進することとしております。

カワウは県域を越えて広範囲に移動し、飛来数も毎年の変動が大きいため、自治体の枠を超えた広域的な対応が必要という課題があることから、新たな管理計画では、被害対策に当たる関係機関の役割分担を明確

にすることにより、効果的な駆除の実施が可能になると考えているところであります。

次に、カワウ対策支援についてであります。

内水面漁業等への被害を軽減するためには、対策に当たる全ての関係者がカワウの生態について知識を共有し、個体数の削減などに向けた効果的な対策を実施することが重要であることから、県としましては、勉強会や研修会を開催するほか、ドローンを活用した監視や追い払いなど、新たな防除技術の研究を進めてまいります。

また、国の各種補助制度を活用し、防除対策を強化するとともに、カワウを対象とした「鳥獣被害防止計画」を策定していない市町村では、漁業団体等が自ら駆除に当たる必要があることから、ねぐら等の存在する市町村が主体となって対策を実施できるよう、計画の策定を働きかけてまいります。

私からは以上であります。

【農林水産部長（佐藤幸盛君）登壇】

●農林水産部長（佐藤幸盛君） 私からは、ため池の防災・減災についてお答えいたします。

防災重点農業用ため池の工事については、これまで行ってきた劣化状況や耐震性の調査に基づき、緊急を要する三十八か所においては令和五年度までに着手し、それ以降は、引き続き調査を進めながら、優先度の高いものから年間七か所を採択し、今後十年間で八十七か所を整備する計画であります。

日常的な管理が困難になってきているため池については、昨年十月に設立した「ため池保全サポートセンター」で現地パトロールを実施し、指導助言を行うほか、多面的機能支払交付金の活用により、地域ぐるみでの草刈り等の保全活動を促進するなど、適切な維持管理ができるよう支援してまいります。

ハザードマップについては、防災重点農業用ため池の約九割で作成さ

れ、今年度中には全て完成する予定となっております。公表については、作成済みの約八割で住民配布等が行われ、残りは他のハザードマップとの調整が済み次第、公表することになっております。

防災意識の向上に向けては、毎年度、市町村や消防団と連携し、防災訓練を実施しているほか、今年度からは、「ため池保全サポートセンター」による地域住民参加型の「ため池講習会」を開催するなど、啓発活動を強化してまいります。

以上であります。

【建設部長（佐藤秀治君）登壇】

●建設部長（佐藤秀治君） 私からは、県管理道路の街路樹の維持管理についてお答えいたします。

まず、街路樹の管理の在り方についてですが、街路樹は、沿道の環境と一体となった景観の形成や、歩行者における快適性の確保など、様々な役割を担っているものと考えております。

県管理道路の街路樹の管理については、令和元年度から、専門知識を有する造園業者に委託先を変更し、適切な管理・剪定が行われるよう努めているところであります。

今後、道路緑化に関する研修等を通じ、担当職員や委託業者の技術力向上を図るほか、国の「道路緑化技術基準」を参考に、県においても街路樹の管理に関する統一したルールを定め、周辺環境との調和にも配慮した、適切な維持管理に取り組んでまいります。

次に、アダプト・プログラム制度の活用についてですが、県では、地域住民や企業等の多様な主体との協働を進めており、その一環として、道路などの一定区間について、清掃等の環境美化活動を行うアダプト・プログラムの推進に取り組んでおります。

県が管理する道路や河川のアダプト・プログラムには、現在、八十団体が参加しており、能代市二ツ井地区の住民団体においては、県道の美化活動に加え、けやき並木の剪定作業等も行っております。

各団体の活動状況については、県のウェブサイトにおいて紹介しておりますが、近年、参加団体数が伸び悩んでいることから、県としましては、制度の更なる周知に加え、市町村広報を活用するなど、PRの強化に努め、より多くの団体に参加していただけるよう取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 高橋議員から御質問のありました、通学路の安全確保に向けた取組についてお答えいたします。

はじめに、千葉県八街市における痛ましい交通事故で犠牲となられた児童の御冥福をお祈り申し上げますとともに、関係の方々に対し、謹んで哀悼の意を表します。

通学路の安全確保には、学校における指導の充実と、地域や関係機関と連携した取組が重要であることから、県教育委員会では、毎年、交通安全指導者研修会を開催し、教職員の資質向上を図るとともに、専門の外部講師による指導を行うなど、交通安全教育の充実に努めているところであります。

また、モデル地区を指定し、地元関係者の協力を得ながら、登下校の見守り活動などの交通安全対策を行い、その実践事例集を県内全ての市町村や小学校に配布し、情報共有を図っております。

通学路の安全点検については、毎年、県内全ての小学校で行っておりますが、このたびの事故を受けて、新しい視点を加えた合同点検を実施し、確認された危険箇所を優先的に改善していただくよう、関係機関に働きかけているところであります。

県教育委員会としましては、登下校の安全を確保するため、交通安全教育の更なる充実を図るとともに、地域等と連携した対策がより実効性のあるものとなるよう努めてまいります。

私からは以上であります。

●副議長（杉本俊比古議員） 二十三番高橋議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は午後二時三十分といたします。

午後二時三十分再開

出 席 議 員	四十名
一 番 小野一彦	二 番 松田豊臣
三 番 鳥井修	四 番 瓜生望
五 番 島田薫	六 番 宇佐見康人
七 番 住谷達	八 番 児玉政明
九 番 薄井司	十 番 加賀屋千鶴子
十一番 吉方清彦	十二番 小山緑郎
十三番 鈴木真実	十四番 佐々木雄太
十五番 杉本俊比古	十六番 鈴木健太
十七番 加藤麻里	十八番 小原正晃
十九番 佐藤正一郎	二十番 三浦茂人
二十一番 佐藤信喜	二十二番 今川雄策
二十三番 高橋武浩	二十五番 北林丈正
二十六番 竹下博英	二十七番 石川ひとみ
二十八番 石田寛	二十九番 東海林洋
三十番 渡部英治	三十一番 原幸子
三十二番 工藤嘉範	三十三番 近藤健一郎
三十四番 加藤欽一	三十五番 佐藤賢一郎
三十七番 三浦英一	三十八番 土谷勝悦
三十九番 鈴木洋一	四十一番 川口勝一
四十二番 鶴田有司	四十三番 北林康司

地方自治法第二百二十一条による出席者

休憩前に同じ

●副議長（杉本俊比古議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。九番薄井議員の発言を許します。

【九番（薄井司議員）登壇】（拍手）

●九番（薄井司議員） 立憲民主党派の薄井司です。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に対応する人員強化について伺います。

現在、十九都道府県に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が、八県にまん延防止等重点措置が出ております。本県においても先月十一日に、感染警戒レベルを四に引き上げ、感染リスクを回避するため、引き続きマスクの着用、「手洗い」などの基本的な感染対策をはじめ、「密」の回避や人との接触を八割減らし、県外との不要不急の往来を控えるなどを県民に広く協力をお願いしております。また、コロナの検査や陽性患者の病床確保、そして二回のワクチン接種の実施について、県、市町村、医療関係機関が連携して御尽力いただいているところであります。

このような状況にあつて、全国では感染者の増加に伴い、医療の逼迫が問題化しております。県内においても、八月に入り感染者数が増加し、八月二十四日には過去最高の五十人の新規感染者の発表がありました。現在、県内においてコロナ感染症に対応する医療従事者の方々の御尽力に対しまして、改めて敬意を表するところであります。

さて、医療関係者の方から、県や秋田市の保健所では、連日、陽性患者になられた方々から話を伺い、今後の入院や宿泊先の調整を行うとともに、濃厚接触者の特定や必要な場合は患者の搬送などを行っているという聞いております。また、濃厚接触者の方々への対応では個別に連絡し、

健康確認や検査実施の手配も行うなど、昼夜を問わずコロナ対応をしていると聞いております。

先日、東京都ではコロナ対応の保健所職員の業務がひっ迫し、限界にきているとの報道がありました。県ではその対策として、発生地域の保健所へ他の職員を応援派遣するなどの対策を行っていると思いますが、しかし、現在のような状況下において、保健所でコロナ対応に従事している保健師をはじめとした職員の方々が過剰労働にならないよう、適切な休暇を設けるなどの勤務体制はできているのでしょうか。

併せて、現在、デルタ株により感染者が急増しているように、今後新たな変異株の出現により、ウイルスと人の知恵比べが続く可能性もあります。保健所の恒常的な人員体制を強化するため、今後の感染症対応業務に従事する保健師の確保について、どのように考えているのでしょうか。知事にお伺いします。

次に、介護人材の確保についてお伺いします。

本県は、皆さん御承知のとおり、高齢化率が昨年十月時点で三七・九％と日本一の高齢県となっておりますが、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、いわゆる「団塊の世代」が全員七十五歳以上の後期高齢者になる二〇二五年には、さらに四〇・八％にまで上昇するという推計が発表されています。

一方で、七月二十六日の地元紙に記事が掲載されており、厚生労働省が発表した介護職員の必要数の集計結果によりますと、二〇二五年度には、介護職員が全国で約二百四十三万人必要になる見込みとのこと。令和元年度の介護職員数は、全国で約二百一十一万人であり、単純計算をすると、六年間で三十二万人増加させる必要があります。そのうち本県では、二〇二五年度までに一千五百人余り増やす必要がありますが、介護職員が八百人減ると推計されており、合わせて二千三百人余り不足すると記事にありました。

平成二十九年九月議会の総括審査においても健康福祉部長にお伺いし

ましたが、介護職員の低賃金については全国的な問題となっております。また、介護職員処遇改善加算などの制度が導入されてからも、介護報酬の単価が地域別となっていることから、都市部との格差は依然として残されたままで、約三万円の差がついております。その結果として、介護職員が不足しているのではないのでしょうか。

ここ数年の介護職の有効求人倍率については、秋田労働局管内において二・六倍を超え、非常に売手市場の状況が続いていますが、全国ではそれ以上に職員が不足していることから三・五倍を超えて推移しており、四・五倍に迫る月もあります。職員の不足を埋めるために他県の施設が賃金水準を向上させると、県内の介護職員が高賃金を求めて県外に流出し、ますます人手不足に拍車がかかるのではないのでしょうか。

これを防ぐために県では、介護人材の確保対策として、多様な人材の参入促進を図るため、地域住民に対する出前講座、中学・高校での介護ロボット操作体験会、介護職員の資質向上に向けた各種研修や、介護ロボット・ICTの導入支援などを実施していることは聞いております。しかしながら、これだけでは県外の高賃金には対抗できないのではないのでしょうか。こうした対策に加えて、一定程度、介護職員の職場環境の改善や、賃金を増加させる施策なども進めることが大事であると思いません。

そこで健康福祉部長にお伺いします。介護職員の処遇改善や人材育成に取り組む事業者を県が評価・認証する「介護サービス事業所認証評価制度」については、基準を持った給与体系やキャリアパスの導入など、雇用環境を改善し、職員の働きやすい環境を整えている事業者を県が評価するものですが、認証法人は四十九法人にとどまっており、制度の認知度も決して高いとは言えません。職員に優しい職場かどうかを求職者が判断する材料が不足しているのです。認証取得にメリットを感じていただき、職員の処遇を改善する事業者を増やしていくためにも、制度の認知度向上に加え、認証取得に伴う優遇措置などが必要なのではないで

でしょうか。

また、認証評価制度に加え、現場への介護ロボットやICTの導入も推進することで、職員の負担軽減と業務の効率化を進め、労働環境の改善と賃金の向上を実現することにより、新たに介護職を目指す人材の参入を促進していくべきと考えますが、今後の対応や考え方についてお聞きください。

次に、最低賃金の改定による会計年度任用職員の賃金についてお伺いします。

昨年度の最低賃金は、全国加重平均で九百二円ですが、政府は骨太の方針二〇二二において「格差是正には最低賃金の引上げが不可欠」、「より早期に全国加重平均一千円とする」ことを目指し、二〇二一年の引上げに取り組むこととしました。そして、この政府の方針もあって、七月に開かれた中央最低賃金審議会において、二〇二一年度は全国一律で二十八円を目安に引き上げるよう厚生労働大臣に答申しました。本県では、秋田地方審議会において、中央最低賃金審議会が答申した引上げ目安を上回る八百二十二円とすることが決定され、十月一日から適用されることとなります。

一方、現在の国家公務員の高卒初任給は、時給に換算すると九百二十五円と、政府が目指す時給一千円に及ばず、二〇二一年度の最低賃金・全国加重平均を若干下回ることとなります。人材確保等の観点からも、自治体で働く労働者の最低賃金、初任給の在り方について見直していくことが引き続き課題となっております。

自治体職員には最低賃金法は適用されておりませんが、これは、情勢適応の原則、均衡の原則及び条例主義によって、当然に水準が確保されているものとして適用除外されているものであり、万が一にも最低賃金を下回るような賃金は、決して容認できないものであります。

しかし、単純労務の職員には最低賃金法が適用され、常勤職員との均衡・権衡を趣旨として制度化された会計年度任用職員のうち、単純労務

の職員の賃金水準が、このたびの最低賃金の引上げに伴い、最低賃金を下回ってしまうという相談が市町村から寄せられており、県の会計年度任用職員も同じことが生じないか懸念されます。このようなことが生じた場合、最低賃金法違反となり、法を遵守する行政として恥ずべき事態と思いますし、何よりも本県の喫緊かつ重要な課題である、人口減少、若者流出にも関係してくる問題だと思えます。

県の方針は少なからずとも市町村にも影響を及ぼすものであり、最低賃金が改定される十月一日以降、最低賃金を下回らないような賃金体制が必要と考えますが、いかがでしょうか。知事の見解をお伺いします。

次に、動物愛護についてお伺いします。

財団法人日本ペットフード協会による令和二年の調査では、全国で犬は八百四十八万九千頭、猫は九百六十四万四千頭が飼育されていると報告されています。当協会では、新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控えるようになり、ペットによるいやしを求め、気持ちの面でよい影響を与えるなどの理由により、新たなペット飼育者が増えているのとこのとおりであります。

このような中、「動物の愛護及び管理に関する法律」いわゆる動愛法が改正され、令和二年六月一日から施行されております。この改正動愛法では、動物の飼養者が遵守すべき責務の基準を明確化し、特にペットショップ等の動物取扱事業者に対しては、飼養する施設の広さや管理の方法を明文化するとともにマイクロチップの装着・登録について義務づけをするなど、動物の生理、生態、習性等を理解して適正飼養するよう求めています。

さらに、改正動愛法においては、新たに動物愛護管理センターの業務について規定されております。秋田県動物愛護センターは、多くの県民の方々からの支援をはじめ、県議会でも活発な議論をしたところであり、平成三十一年四月一日に開設されました。そして、令和元年九月七日には、「天皇陛下御即位記念第三十九回全国豊かな海づくり大会・あきた

大会」へ御臨席のため御来県した際の視察先としてセンターを訪れ、パートナー犬である秋田犬の小町ちゃんが皇后陛下にゆっくり近づき、鼻をペロリとなめるなどの報道があったことは、多くの県民が記憶するところでもあります。その際、天皇皇后両陛下から「動物の命をつなぐ活動」について、期待と感謝の辞を述べられたと聞いております。

センターには、日本一のキャットタワーや本県出身の漫画家、高橋ヨシヒロ氏の犬猫の壁画、デジタルサイネージによる秋田犬クイズなど他県の動物愛護センターにはない魅力を持つことから、オープンした当初は、県内はもちろん県外から来場する方々も多く、中でも、他県の動物愛護担当者や他自治体の議会が視察に訪れるなど、私自身も千葉県の知人議員からの視察要望を依頼されました。

動物愛護センターの役割の一つに、体験・学習・交流の拠点があり、動物との触れ合いや体験活動の場の提供や動物の正しい飼い方などの適正飼養の啓発がありますが、新型コロナウイルス感染症がまん延する中であって、拠点の活動や体験活動の場は制限されております。

先日、テレビ報道で、生まれたての子猫を買物用ビニール袋に入れてごみ収集場に捨てた、遺棄・虐待の可能性のある事件が取り上げられていました。県内においては犬の遺棄に関する事例はほとんどないのとこのことではありますが、動物愛護に関心の高い県民からは、猫の遺棄・虐待については、まだ減少していないとの声を聞いております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、新たなペットの飼育者が増えている中であって、県ではこうした遺棄・虐待について、どのような対応をし、どのように予防していくのでしょうか。そして、感染症が収束した後において、体験・学習・交流拠点としてのセンターに来場いただくために、どのように取り組んでいくのでしょうか。知事にお伺いします。

また、県では第三次秋田県動物愛護管理推進計画を策定中と伺っていますが、平成二十八年三月策定の第二次秋田県動物愛護管理推進計画に

において、二〇二五年までに殺処分ゼロ達成を目標としていることについて、目標への取組の進捗状況と今後どのように展開していくのでしょうか。知事にお伺いします。

次に、農業施策について伺います。

一点目は、農林基金終了後の主要施策の推進についてであります。

知事は、就任一期目の平成二十二年に、農林漁業の思い切った構造転換を図るため、新たに農林漁業振興臨時対策基金を創設し、当初に百億円もの財源を積み増ししながら、重要施策を複数年継続して実施できる体制を構築されました。この基金創設は、県の基幹産業の振興に対する佐竹知事の強い決意と熱い思いがあったものと考えており、県内の農林漁業者をはじめ、農林漁業団体からは、安定した財源が確保されていることに対し、高く評価されてきたものと認識しております。

中でも、農業夢プラン応援事業や園芸メガ団地整備事業など主要施策には、必要な予算を農林基金から充当し、農家が中期的な投資計画を立てやすい、安定した推進体制がとられたことが、結果として、えだまめ日本一やシイタケ販売三冠王、そして、農業産出額の拡大などに結びついたものと考えております。

その農林基金であります。幾度か財源を積み増しし、期間延長を繰り返してきましたが、本年度で終了年度を迎えております。

こうした中、私が生産現場を回ってみると、農林基金の終了とともに、これまで要望が多かった夢プラン事業やメガ団地事業が終了してしまうのではと、非常に懸念する声が多くありました。例えば、ほ場整備事業の整備計画と合わせ、高収益作物の導入を図るため、メガ団地事業の活用を想定している地域があったり、夢プラン事業でハウスの導入を計画している新規就農の希望者もいたり、来年度以降、こうした主要施策の継続について要望が多いと実感しております。

県が進める「複合型生産構造への転換」の流れは、着実なものになりつつあり、この勢いをさらに加速するためには、農林基金が終了したと

しても、これら主要施策については、これまでの効果検証を行うとともに、時代にマッチしたりリニューアルを加えながら、基本的に継続していただきたいと考えます。

今後、地域の中心的な担い手や次代を担う若者が、規模拡大や省力化、スマート化などに積極的に取り組み、意欲を持って農業に打ち込めるようサポートしていただきたいと思いますが、農林基金終了後の主要施策の推進について、知事にお伺いします。

二点目は、中山間地域のほ場整備の推進についてであります。

本県は、広大な農地を有しており、そのほとんどが水田として長らく稲作が行われてまいりました。近年では、高性能機械の開発や栽培技術の改良が進展し、ほ場の大規模化を図ることで、稲作の低コスト化や省力化が可能となり、本県でも、一ヘクタールの大区画ほ場整備が各地で行われ、大規模経営体が中核となって営農しております。

そのほ場整備であります。水田の七割程度まで進んでおりますが、どちらかと言えば、平場での整備が進んでおり、今後は、中山間地域での整備が加速するものと期待しておりますが、いかがでしょうか。

以前は、整備費の一部を受益者が負担する仕組みでありましたが、現在は、農地中間管理機構の活用のもと、全面的に農地集積することなどを条件に、受益者の負担がゼロとなる「機構関連農地整備事業」が主流となっております。この事業は、最低五ヘクタールでも実施可能となるなど、まさに、中山間地域のほ場整備にマッチした事業であり、積極的に活用すべきと考えます。しかしながら、その採択には、野菜や花きなど、高収益作物の導入を図り、二割以上の収益向上が条件となっております。簡単なことではなさそうであります。

私の知り合いがいる、三種町下岩川地区の兼業農家主体の集落では、ほ場整備と合わせ、地域の特産物を高収益作物に選定し、水稻を主体とした営農ができないかなど、どうにかして地域の農地を守り、生かしていきたいと、幾度となく話合いが進められておりますが、悩みも多いよ

うであります。

これまで、こうしたほ場整備を契機とした地域の話し合いには、当初から県や市町村、土地改良区などの関係機関が参画し、専門的立場から整備手法や区画調整などの説明があったり、営農計画案にアドバイスするなど、バックアップ体制がとられておりました。今後、条件が不利な中山間地域において、ほ場整備を進めていくためには、事業要件に沿った営農計画の策定はもとより、地域の特性を生かした新たな取組を促すなど、平場以上にきめ細かなサポートが必要と考えますが、いかがでしょうか。知事にお伺いします。

最後に、集落対策の進捗状況と今後の展開についてお伺いします。

今年の四月二十三日に、十二年にわたり佐竹知事を支えた堀井副知事が退任されました。退任のインタビューの中で、印象的だった仕事として集落対策に係る取組を挙げられていました。「人口減少、過疎化が進む中で地域をどう維持するのかわ。そうした課題に向き合ってきた。県は山菜を採ったり、漬物を作ったりといった小規模集落の新たなビジネスを後押しし、活性化する施策に取り組んできた。私も住民との集まりに参加し、語り合ったことが思い深い。県内四か所で住民が協力して運営している『お互いさまスーパー』にも立ち上げから関わった。五城目町の『みせつこあさみない』には時々足を運んでいる。こうした小さな拠点をつくるのが、地域を維持するために大切だと思う。」と述べられておりました。これまで集落対策に関わってこられた職員の皆さんも大変感銘を受けたと思います。

人口減少や過疎化が進む中で、どのように地域を維持していくかということは、地方自治の根幹にも関わる大きなテーマであり、集落対策の重要性を改めて考えさせられたところです。

さて、こうしたことも踏まえ、令和元年の九月議会で質問した集落対策に係る取組について、その後の進捗状況と今後の展開を知事にお伺います。

一点目は、集落対策の推進体制についてであります。

人口減少が全国一のスピードで進行している秋田県の中でも、中山間地域の人口減少はとりわけ著しく、これまで人々の暮らしや営みを支えてきた様々な生活サービス機能が失われ、地域そのものを維持、存続させていくことが困難になってきている集落も数多くあります。

集落対策に当たっては、市町村が果たすべき役割が大きいものの、市町村においては、財源や人材の不足から十分な対策が行われていない現状にあります。県は、「集落対策は市町村が主体的に取り組むべき」という待ちの姿勢ではなく、主導的かつ積極的に集落対策を進めていくべきと考えます。

令和元年九月議会において、当局からは、今後の集落対策の推進に当たり、市町村との連携体制をこれまで以上に強化し、集落の後継者育成に関する取組など、様々な場面で協働しながら地域コミュニティの維持・活性化に取り組むとの答弁がありました。その後の取組状況について伺います。

また、より一層集落対策を進めていくためには、行政がこれまで以上に集落や地域とともに考え、行動していくことが求められ、そのためには地域振興局の積極的な関与を図るなど、県の推進体制をより強化していくことも必要と考えます。これまでも県職員が集落に直接入り込み、現地密着型で地域の活性化に取り組むスタイルは、地元住民からも高く評価されてきたと認識しておりますが、県の推進体制の現状と今後の方向性についても改めて伺います。

二点目は、集落対策の効果的な推進のための助成制度についてであります。

人口減少や少子高齢化が進む地域において、市町村や住民が主体となつて集落活性化に向けた取組を行うためには、市町村の人材不足や財源面での不安といった課題に対し、県が財政的に支援することが重要であり、本県の取組状況は、他県の先進事例と比べるとやや不十分で見劣

りするものではないかと思えます。

他県では、地域コミュニティ自らによる、集落活性化に向けた主体的な取組を促進するため、財政支援制度を設けているケースもあり、本県においても同様の制度を取り入れるべきと考えますが、県の考えについて伺います。

最後は、コミュニティ生活圏形成事業の今後の展開についてであります。

この事業は、将来にわたり暮らし続けられる地域の実現を目指し、モデル地区の取組を県が複数年にかけて支援するものであります。具体的な事業の内容に触れますと、取組の一年目は、将来予測に基づいた地区人口目標の設定や地区の強みを生かし、弱みを補う仕組みづくりを検討するワークショップを開催するほか、二年目は、住民が主体となった座談会の開催により、地区の将来像を具体的に描き出す「ブランドデザイン」を策定することとなっております。三年目以降は、この「ブランドデザイン」に基づき、住民がいよいよ具体的な活動に取り組んでいくこととなりますが、この事業は、まさにこれからの地域の維持のため、住民が自ら考え、行動に移していくことを促すものであり、大変有意義な取組であると感じております。

集落の人口減少や地域の活力衰退は、コロナ禍の影響も相まって深刻化の一途をたどっており、集落の生き残りのためには、こうした取組を加速的に前へ進める必要があります。今後は行政のみならず、住民自らが地域運営に取り組んでいくことが極めて重要であると考えます。

この事業がスタートして三年目を迎えますが、これまでの取組の状況やその成果、今後の展開について伺います。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

●副議長(杉本俊比古議員) 県当局の答弁を求めます。

【知事(佐竹敬久君) 登壇】

●知事(佐竹敬久君) 薄井議員の一般質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対応する人員の強化でございます。

新型コロナウイルス感染症のクラスター発生時には、保健所において疫学調査をはじめとする多くの業務が連続的に生じることから、他の保健所等から速やかに応援の保健師等を派遣するとともに、今年度途中から、調整本部が感染者の受入先の調整を一元的に行うことにより、保健所が疫学調査の業務に専念できる体制を整えております。

また、受診やワクチン接種に関する相談、濃厚接触者の健康管理などの業務を外部委託したほか、保健師等の会計年度任用職員採用や地域振興局内の事務職員の兼務配置などにより、職員の負担軽減を図っております。

恒常的な人員体制の強化については、国の方針に基づき、感染症対応業務に従事する保健師の数が令和元年度の一・五倍になるよう、段階的に増員を進めているところであり、今後、地球温暖化や国際化の進展により、新たな感染症の出現や流行も危惧されることから、引き続き、保健所の体制強化に努めてまいります。

次に、最低賃金の改定による会計年度任用職員の賃金でございます。最低賃金は、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定等に資することを目的にしていることから、県では、これまでの臨時的任用職員の賃金について、最低賃金を下限としながら、正職員の給料改定に合わせて賃金基準を引き上げてきたところであります。

昨年度から導入された会計年度任用職員についても、採用時に決定している報酬の額が最低賃金額を下回らないよう措置することが必要と考えております。

過去最大の上げ幅となった今般の改定に伴い、会計年度任用職員のうち単純労務の職員の一部について、報酬の額が八百二十二円を下回るようになったことから、これらの職員については、報酬額を引き上げることとしており、こうした運用方法等について、市町村に対し、必要な情

報を提供してまいります。

次に、動物愛護について、犬猫の遺棄・虐待等でございます。

県では、県民からの通報等により、犬猫などの動物の遺棄や虐待を疑う事例を探知した場合、直ちに飼養状況を確認するとともに、必要に応じて飼い主への指導を行うほか、「動物の愛護及び管理に関する法律」に違反する可能性が高い場合は、警察との連携を密にして対応に当たっております。

また、国が作成したポスターを活用して、県民への啓発を行うとともに、動物愛護センターが実施する「命を大切にすることを育む教室」など、子供たちへの動物愛護教育の充実を図ることにより、動物の遺棄・虐待の防止に努めているところであります。

動物愛護センターについては、現在、新型コロナウイルス感染症対策として一般開放を制限しておりますが、収束後は、動物愛護団体との合同譲渡会を再開するほか、県民ニーズに即した講演会や体験型イベントを実施するなど、多くの方々に来場していただけるよう取り組んでまいります。

次に、殺処分ゼロに向けた取組でございます。

県では、動物愛護センターを拠点に、動物愛護団体との協働による譲渡事業や終生飼養の啓発など、殺処分頭数の減少に向けた様々な取組を進めているところであります。

昨年度の殺処分頭数について、犬は五十二頭と近年横ばい傾向にありますが、猫は六百三十頭であり、センター開設前の平成三十年度に比べ約二倍に増加しております。

これは、センターの存在が認知されるとともに、県民の譲渡事業に対する期待が高まった結果、センターへの依頼心が強くなり、飼養が面倒になった例や、無責任な餌やりなどにより繁殖した猫の持込みなど、安易な持込みが増えたことが原因と考えられ、大変に残念に思っているところであります。

このため、今後、安易な持込みに対しては、法令の引取り拒否の規定を厳格に適用するなどの検討が必要と考えておりますが、県民の皆様に、本来のセンターの設置趣旨を理解していただくための啓発も同時に強化していくことも肝要であります。

今後は、市町村や地域住民と連携した地域猫活動を推進するほか、猫の飼い主に対して、室内飼養や不妊去勢に関する啓発を行うなど、猫の持込み頭数の減少に向けた取組を強化するとともに、譲渡事業を一層充実させることによつて、殺処分ゼロに向けた取組を進めてまいります。

次に、農業施策について、農林基金終了後の主要施策の推進でございます。

県では、収益性の高い複合型生産構造への転換を図るため、農林基金を設置し、ほ場整備とセットで、法人化や複合化、産地化などに力を入れてきたところであり、えだまめやネギ、シイタケが全国トップクラスの産地に成長するなど、この十年間で、本県農業は大きく様変わりいたしました。

このような中、食料安全保障の重要性が再認識され、農産物の生産拡大が求められる一方、今後、担い手の減少や労働力不足がさらに進むことを踏まえると、農業県としては、生産性を高めつつ、複合化路線を進めていくことが重要と考えております。

これまで、夢プラン応援事業による産地の裾野の拡大と、園芸メガ団地事業による拠点整備の二階建てを進めてまいりましたが、全県で複合化が軌道に乗ってきたことを踏まえると、今後は、地域で品目や目標を定め、その実現に向け、園芸団地の整備や規模拡大、スマート農業の導入等の意欲的な取組をサポートするなど、本県農業が次のステージへ踏み出せるよう、施策を再構築してまいります。

次に、中山間地域のほ場整備の推進でございます。

ほ場整備は、これまで平場が中心でしたが、平成三十年度に創設された「機構関連農地整備事業」は、農家負担がなく、小規模でも実

施可能であることから、今後三か年の要望地区の約六割を中山間地域が占めており、こうした地域での整備は進んでいくものと考えております。

中山間地域においては、傾斜がきつく、平場に比べて一地区当たりの面積が小さく、一ヘクタールの大区画化が難しい上、担い手不足が進行していることを踏まえると、自動草刈り機に対応した法面整備や、自動給水栓の導入など、スマート農業を前提とした整備を進めていくことが重要であります。

また、高収益作物の導入に当たっては、近隣地域と連携した産地化のほか、冷涼な気候などの立地条件を生かした新たな品目の導入や、農商工連携による付加価値の向上など、平場とは違った視点で検討していく必要があります。

このため、県としましては、担い手や市町村、土地改良区、JAが商工団体等と連携して多角的な取組を進めるなど、地域の「稼ぐ力」を最大限に発揮できるように、計画段階から、きめ細かなサポートを行ってまいります。

次に、集落対策の進捗状況と今後の展開でございます。

まず、その推進体制でございますが、人口減少や高齢化の進行により、集落では、生活交通や買物など、日常生活を支える機能が低下するとともに、住民同士の交流や生きがいづくり活動が減退するなど、様々な課題が顕在化しております。

このため、集落対策は住民に最も身近な市町村がその役割を担うという基本認識に立ち、県は、市町村だけでは困難な専門的業務や、複数の市町村に関係する広域的な業務等を率先して行うという役割分担のもと、地域課題の解決に向けた取組を進めてまいりました。

取組に当たっては、県と市町村で構成する協議会を定期的に開催し、国の支援制度や先進事例等の情報共有を行うとともに、今後の方向性を協議しているほか、新たに集落対策に関するセミナーを開催するなど、市町村と密接に連携を図っているとあります。

また、県の推進体制については、複数の集落からなる新たなコミュニティの形成を図るため、担当職員を増員し、体制を強化したほか、事業の推進に当たっては、各地域振興局の企画担当職員をはじめ、福祉や農林分野の職員もプロジェクトチームのメンバーとして積極的に参画しており、今後も、関係市町村とともに、地域に寄り添いながら、集落対策に取り組んでまいります。

次に、集落対策の効果的な推進のための助成制度でございます。

県では、国の支援制度を活用し、集落支援員による集落活動の情報発信をはじめ、「お互いさまスーパー」の設置やコミュニティ生活圏の形成に取り組むなど、積極的に集落対策を推進しているところであります。また、市町村においても、地域が主体的に取り組む買物支援の取組や、集いの場の設置、特産品の開発・販売等に対する支援のほか、地域おこし協力隊や集落支援員の配置など、国の支援制度を有効に活用している事例が多く見受けられます。

全国的に人口減少が進む中、国では、集落対策の重要性に鑑み年々関連予算を拡充してきており、県としましては、今後とも市町村と連携し、こうした予算を最大限活用しながら集落対策に取り組むとともに、様々な機会を捉え、国に対して制度の継続や拡充を働きかけてまいります。

次に、コミュニティ生活圏形成事業の今後の展開でございます。新たな生活圏の形成を目指す本事業は、市町村の意向に基づき選定したモデル地区において取組を進めておりますが、今年度着手した三地区を含む県内十四地区において、事業を展開しております。

昨年度ブランドデザインを策定し、三年目を迎えた五つのモデル地区においては、その実践段階に入っておりますが、国の補助事業を活用し、多世代交流サロンの機能を持つ商店の設置に着手した地区のほか、除雪や買物サービス等の生活支援を行う共助組織の立ち上げに動き出した地区など、徐々に成果が見え始めてきております。

今後は、こうした取組をサポートすることにより、成功事例を積み上

げていくとともに、市町村と情報共有を図りながら、県内各地への横展開を図ってまいります。

併せて、人口減少や高齢化の進行に伴い、集落の担い手不足が懸念される中で活動を継続していくためには、運営主体の基盤強化が重要であることから、地域住民に加え、様々な関係団体が参加する地域運営組織の形成に向けた支援の在り方について、鋭意検討してまいります。

私からは以上でございます。

【健康福祉部長（佐々木薫君）登壇】

●健康福祉部長（佐々木薫君） 私からは、介護人材の確保についてお答えいたします。

県では、人材確保の基盤となる「介護サービス事業所認証評価制度」について、県民や事業者の方々に説明会の開催や新聞の特集記事等により周知してきたところであり、これまで百二十を超える事業者が制度への参加を宣言し、認証の取得に向け取り組んでおります。

また、認証取得後の事業者への支援はもとより、取得過程の事業者を対象とした処遇改善加算等の制度説明会を開催するなど、賃金向上を含む労働環境の改善に向けた取組を幅広く支援しております。

今後は、介護職のイメージ向上と併せ、認証取得により職場環境が改善された好事例を発信するとともに、介護ロボット等の導入に加え、高齢者施設の整備についても認証取得事業者を優先的に補助採択するなど、事業者がメリットを感じ、積極的に制度に参加できるよう取り組んでまいります。

介護ロボットとICTの導入については、これまでに導入した事業者から、腰痛により休職する職員がいなくなったことや、見守り機器の活用により利用者が安眠できるようになったことなどの感想が寄せられており、導入を加速化するため、今年度から補助予算を大幅に増額したところでもあります。

今後も、認証評価制度と併せ、職員の賃金水準向上や労働環境改善に

つながる取組を引き続き促進することで、介護人材の確保を進めてまいります。

私からは以上です。

●副議長（杉本俊比古議員） 九番薄井議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時十七分散会

